

第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

平成23年3月

神戸市

目 次

| | | |
|----|--------------------------------------|--------|
| I | はじめに | |
| 1 | 第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画の策定 | ・・・ 1 |
| | (1) 計画の趣旨及び位置づけ | ・・・ 1 |
| | (2) 第2次計画の策定 | ・・・ 1 |
| | (3) 目標年次 | ・・・ 1 |
| 2 | 第2次計画策定までの経緯 | ・・・ 2 |
| | (1) 第1次計画の策定 | ・・・ 2 |
| | (2) 第1次計画での取り組みの評価・検証 | ・・・ 2 |
| 3 | 市民福祉に関する意識調査結果 | ・・・ 6 |
| 4 | 基本的な考え方 | ・・・ 11 |
| | －「みんなにやさしいまち,みんながやさしいまち神戸」をめざして－ | |
| | (1) 人権尊重の理念と市民福祉 | ・・・ 11 |
| | (2) 人権尊重を具体的に理解するために | ・・・ 11 |
| | (3) 市民生活における人権尊重のために ～3つの方策～ | ・・・ 14 |
| | (4) 協働の指標と中・長期目標値の設定 | ・・・ 15 |
| II | 人権教育・啓発について | ・・・ 16 |
| 1 | 人権教育・啓発の基本的あり方 | ・・・ 16 |
| | (1) 人権を身近なものとしてとらえ、主体的な行動へと結びつく教育・啓発 | ・・・ 16 |
| | (2) 発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発 | ・・・ 16 |
| | (3) 協働の理念に基づく教育・啓発 | ・・・ 17 |
| | (4) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保 | ・・・ 17 |
| 2 | 人権教育・啓発の手法 | ・・・ 17 |
| 3 | 人権一般の普遍的な視点からの取り組み | ・・・ 18 |
| | (1) 人権教育 | ・・・ 18 |
| | ① 学校教育 | ・・・ 18 |
| | ② 社会教育 | ・・・ 21 |
| | (2) 人権啓発 | ・・・ 23 |
| 4 | 具体的な人権課題への取り組み | ・・・ 26 |
| | (1) 女性 | ・・・ 27 |
| | (2) 子ども | ・・・ 29 |
| | (3) 高齢者 | ・・・ 32 |
| | (4) 障がい者 | ・・・ 35 |

| | |
|----------------------------|--------|
| (5) 同和問題 | ・・・ 38 |
| (6) 外国人 | ・・・ 39 |
| (7) 感染者患者・元患者, 難病患者等 | ・・・ 41 |
| (8) インターネットによる人権侵害 | ・・・ 43 |
| (9) 犯罪被害者等の人権 | ・・・ 46 |
| (10) 性的マイノリティの人権 | ・・・ 49 |
| (11) その他の人権課題 | ・・・ 50 |
| (12) 社会・経済情勢の変化に伴って生じている課題 | ・・・ 51 |
| 5 人権に関する職員の資質向上 | ・・・ 53 |
| III 人権救済の前提としての相談制度 | ・・・ 54 |
| IV 地域での人権の尊重されたまちづくりへの取り組み | ・・・ 56 |
| V 総合的かつ効果的な推進 | ・・・ 58 |
| 1 推進体制 | ・・・ 58 |
| 2 第2次計画の検証と見直し | ・・・ 58 |

[参考資料]

| | |
|-------------------------------|--------|
| ○神戸市人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会 委員名簿 | ・・・ 59 |
| ○神戸市人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会 審議経過 | ・・・ 60 |
| ○用語集 | ・・・ 61 |

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、「障害」「障がい」「障碍」などのさまざまな見解があり、国の障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）では、国民各層における議論の動向を見守りながら、引き続き審議を行うこととしています。本市では、神戸市障害者施策推進協議会において、「障がい」の表記について議論されており、「神戸市障がい者保健福祉計画2015」では、「障がい」と試行的に表記した上でさらなる審議が行われています。

現時点では、それぞれの表記に関して賛否がありますが、本計画では、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」及び「神戸2015ビジョン」などとともに、法令・条例等に基づく表記を除き、「障がい」とひらがな表記を用いたうえで、国や市の審議等の方向性をふまえて、柔軟に対応していくこととします。

I はじめに

1 第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画の策定

(1) 計画の趣旨及び位置づけ

神戸市は、市の最高理念である「新・神戸市基本構想」に描く都市像を実現するため、2025年に向けた長期的な神戸づくりの方向性を示す「神戸づくりの指針」及び2015年度を目標年次とする5年間の実行計画である「神戸2015ビジョン」等からなる「第5次神戸市基本計画」を策定しました。これらの総合基本計画と、その実効性を担保する「神戸市行財政改革2015」、各施策の分野ごとの「部門別計画」が、それぞれ連携・相互補完して、神戸市におけるさまざまな課題の解決に取り組むこととしています。

「第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「第2次計画」という。）は、「ともに築く人間尊重のまち」を具体化するため、第5次神戸市基本計画を踏まえた部門別計画として、神戸市の人権教育・啓発のあり方を定めるものです。

(2) 第2次計画の策定

「(第1次)人権教育・啓発に関する基本計画(平成16年1月)」（以下、「第1次計画」という。）の策定から7年が経過し、その間の社会情勢の急激な変化の中で、新たな人権課題も出てきています。また、第1次計画のさまざまな指標や目標などの達成状況の検証、市民福祉に関する意識調査(平成22年3月実施)の結果や第5次神戸市基本計画の基本的な考え方、第1次計画の目標年次が平成22年度であることなどを踏まえ、新たな神戸市人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進していく必要があります。

これらのことから、学識経験者、弁護士、実務家などで構成される「神戸市人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会」の意見を踏まえ、平成23年3月に第2次計画を策定しました。

第2次計画では、「神戸市人権教育・啓発懇話会」提言(平成15年3月)を、基本方針として引き続き尊重し、総合基本計画をはじめ「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」など各部門別計画等での人権教育・啓発等人権尊重に関する基本的な考え方や方向性を横断的に取り入れ、連携と補完を図っています。

具体的な人権課題への取り組みにあたっては、第2次計画を踏まえながら、各人権課題所管部局がそれぞれ実施するものとします。

(3) 目標年次

平成27年度とします。

2 第2次計画策定までの経緯

(1) 第1次計画の策定

平成12年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この中で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

このような国等の動きを踏まえ、神戸市は、神戸市総合基本計画の都市像である「ともに築く人間尊重のまち」の実現をめざして、さまざまな人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進してきましたが、平成15年3月に、神戸市の人権教育及び人権啓発の基本的あり方について、学識経験者等で構成される「神戸市人権教育・啓発懇話会」の提言を受け、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成16年1月に第1次計画を策定しました。

(2) 第1次計画での取り組みの評価・検証

第1次計画では、市民・事業者・市が協働して取り組む際の目標を共有するとともに、取り組みの成果を評価する際の参考とするため21項目の「協働の指標と中・長期目標値」を設定し、取り組みを進めてきました。平成22年11月現在、11項目（下表斜体分）において概ね目標値を達成し又は達成見込みですが、なお残された課題もあります。

| 協働の指標 | 現状値 (計画策定時) | 中・長期目標値 | 達成状況 (直近値) |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| [人権教育・学校教育] | | | |
| 管理職、人権教育担当者向け研修、経験年次に対応した研修の受講者数 | 1,369人/年 (平成14年度) | 1,950人/年 (平成22年度) | 2,686人/年 (平成21年度) |
| [人権教育・社会教育] | | | |
| さまざまな人権問題について理解を深めるために開催されている講演会や学習会等に参加したことがある市民の割合 | 23.3% (平成12年度) | 30% (平成22年度) | 20.2% (平成21年度) |
| [人権啓発] | | | |
| 人権を「身近に感じる」市民の割合 | 38.6% (平成12年度) | 50% (平成22年度) | 39.2% (平成21年度) |
| さまざまな人権問題について理解を深めるために開催されている講演会や学習会等に参加したことがある市民の割合（再掲） | 23.3% (平成12年度) | 30% (平成22年度) | 20.2% (平成21年度) |

| 協働の指標 | 現状値 (計画策定時) | 中・長期目標値 | 達成状況 (直近値) |
|--------------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|
| [女性] | | | |
| 女性の政策・方針決定への参画の推進(市審議会における女性委員の参画状況) | 26.6% (平成14年度) | 35% (平成22年度) | 33.0% (平成21年度) |
| 社会的条件の整備 (保育所待機児童の解消※) | 待機児童数 489人 (平成19年4月) | 適正配置の推進 (待機児童の解消) (平成22年度) | 待機児童数 423人 (平成22年4月) |
| [子ども] | | | |
| 家庭での子育て支援 (児童館の整備) | 120か所 (平成15年度) | 130か所 (平成22年度) | 121か所 (平成22年度) |
| 子どもの地域行事・活動への参加率 | 小5 81.1% 中2 65.5% 17歳 34.4% (平成16年度) | 小5 85% 中2 75% (平成22年度) | 小5 83.6% 中2 65.9% (平成21年度) |
| [高齢者] | | | |
| 地域活動やボランティア・NPO活動に参加している高齢者の割合※ | 42.6% (平成16年度) | 50% (平成22年度) | 40.0% (平成21年度) |
| 地域見守り活動の強化 (小地域見守り連絡会の開催地区数) | 166地区 (平成14年度) | 171地区 (平成22年度) | 171地区 (平成22年度) |
| 介護保険の円滑な運営 (介護型施設*の定員) | 介護型施設定員 9,211人 (平成13年度) | 13,821人 (平成20年度) | 13,505人 (平成22年10月) |
| (ホームヘルプサービスの利用人数※) | 21,960人 (平成17年度) | 21,251人/月 (平成20年度) | 22,764人/月 (平成20年度) |
| [障がい者] | | | |
| 外出支援事業の実施 (ガイドヘルパーの利用人数※) | 1,549人/年 (平成17年度) | 3,290人/月 (平成23年度) | 2,365人/月 (平成22年7月) |
| 働く場・訓練の場等の拡充 (一般就労者数※) | — | 136人以上 (平成23年度) | 89人 (平成21年度) |
| [同和問題] | | | |
| 同和問題に対する認知度※ | 81.6% (平成17年度) | 90% (平成22年度) | 81.6% (平成17年度) |
| [外国人] | | | |
| 外国人生活相談・専門相談件数※ | 8,863件/年 (平成13年度) | 14,600件/年 (平成17年度) | 13,569/年 (平成17年度) |
| [HIV感染者、ハンセン病患者及び元患者等] | | | |
| エイズ健康教育参加者 | 7,000人/年 (平成14年度) | 10,000人/年 (平成22年度) | 9,922人 (平成21年度) |

| 協働の指標 | 現状値 (計画策定時) | 中・長期目標値 | 達成状況 (直近値) |
|-------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| [人権に関する職員の資質向上] | | | |
| 人権研修年間受講者 | 7,164人/年 (平成13年度) | 16,500人/年 (平成22年度) | 延べ19,577人 (平成21年度) |
| [人権救済の前提としての相談制度] | | | |
| 自分の人権が侵害された場合の相談機関 へ相談した割合 | 6.1% (平成12年度) | 20% (平成22年度) | 11.0% (平成21年度) |
| さまざまな人権課題をつなぐ相談ネットワー クの構築 | 未構築 (平成12年度) | 構築 (平成22年度) | 設置済み (平成16年度) |
| [地域での人権の尊重されたまちづくりへ の取り組み] | | | |
| ユニバーサルデザインへの理解度 | 17.9% (平成14年度) | 60% (平成22年度) | 28.1% (平成21年度) |
| ふれあいのまちづくり協議会結成数 | 179協議会 (平成14年度) | 187協議会 (平成22年度) | 191協議会 (平成22年度) |

※ 根拠となる個別計画の指標の見直し等に伴い、当初設定した指標を変更又は廃止しています。

① 人権一般に関する事項

[人権教育・社会教育][人権啓発]

人権を「身近に感じる」市民の割合や、人権問題についての講演会や学習会等に
参加したことのある市民の割合については、目標値を下回っているところから、人
権教育・啓発のあり方により一層の工夫が求められます。

[人権救済の前提としての相談制度]

自分の人権が侵害されたときに相談機関へ相談する人の割合は 11% {前回 (平
成 17 年度) 調査時 9%} となっており、なお一層の相談機関の周知や機能の充実
が必要です。

[地域での人権の尊重されたまちづくり]

ユニバーサルデザインへの理解度は、特に高齢者で低い傾向にあり、地域組織を
通して組織的にUDの意識づくりを推進する必要があります。

② 個別の人権課題

(ア) 仕事と家庭の両立に向けた社会的条件の整備として保育所の適正配置 (待機
児童の解消) を目標としていましたが、平成 22 年 4 月時点でなお 423 名の待機
児童がおり、引き続き待機児童の解消に努める必要があります。

(イ) 家庭での子育て支援として、130 館を目標に児童館の整備を進めてきました。

全中学校区への整備は完了しており、今後とも児童数や地理的状況を勘案して新たな整備を進める必要があります。なお、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）では、目標を平成27年度に125館としています。

(ウ) 高齢者の社会参加と自己実現を図るとともに地域での支えあいという視点から、地域活動やボランティア・NPO活動に参加している高齢者の割合を高めることを目標に取り組んできましたが、平成21年度は目標値とした50%を10%下回っており、新たな学びの場やボランティア活動実践の場の提供による、地域の「新たな担い手」の育成など、今後の地域福祉活動への参加の仕組みづくりについて検討していく必要があります。

(エ) 障がい者の外出（移動）支援として、平成23年度にガイドヘルパーの利用人数3,290人/月を目標としており、平成22年7月時点では、2,365人となっています。また、働く場・訓練の場の拡充として、平成23年度に一般就労に移行する人136人以上を目標としており、平成21年度は89人となっています。

この他の指標については、概ね目標を達成し又は達成する見込みですが、第2次計画の策定にあたっては、第1次計画において設定したこれらの指標が、計画の目的に照らして適切かどうかについても再検討しました。

人権尊重と直接つながるとは考えにくい指標、たとえば「児童館の整備」や「ホームヘルプサービスの利用人数」などについては、第2次計画では見直し、よりきめ細かく、人権課題に即したわかりやすい指標を新たに設定することとしました。

3 市民福祉に関する意識調査結果

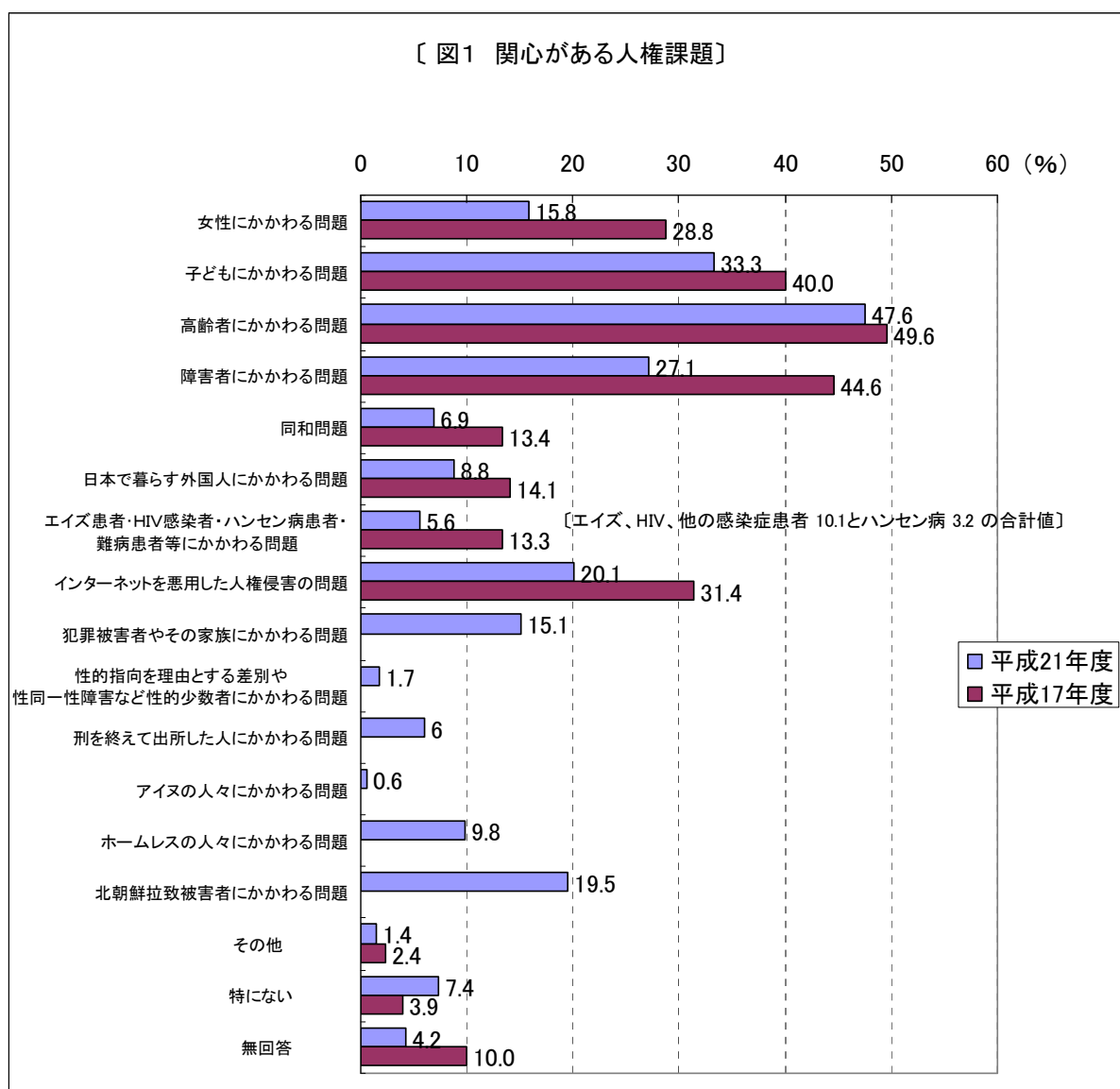
人権に関する市民の意識や人権侵害の状況等を把握するため、平成22年3月の「市民福祉に関する意識調査」において、人権に関する設問を設け調査を実施しました。

① 調査の方法

神戸市在住の20歳以上の方から、10,000人を無作為抽出し、郵送による調査を実施しました。有効回答率は、42.9%です。

② 調査結果の概要

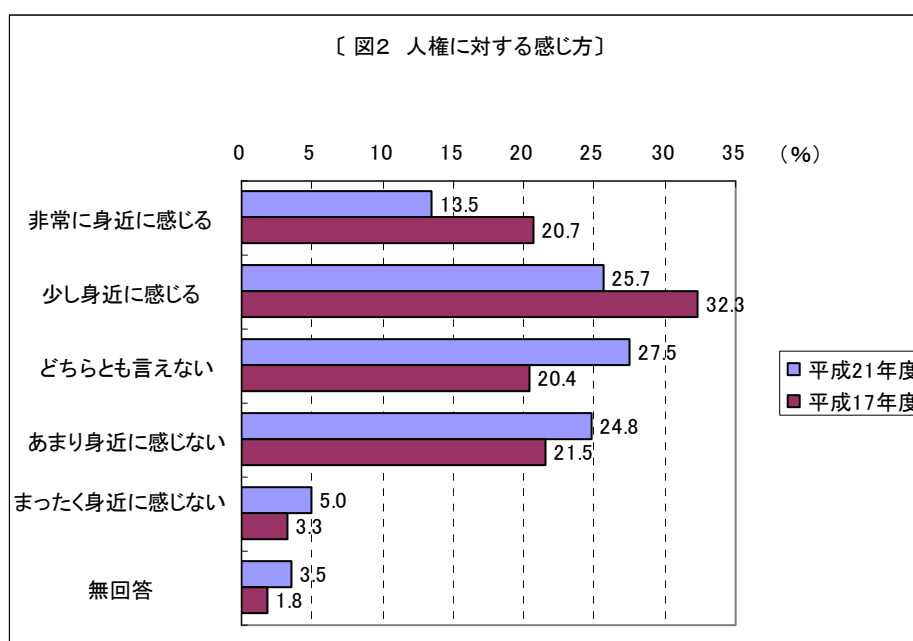
(ア) 特に関心のある人権課題（3つまで）



人権にかかわるさまざまな問題のうち、特に関心を持っているものに関する設問では、「高齢者にかかわる問題」が47.6%と最も関心が高く、次いで「子どもにかかわる問題」（33.3%）「障がい者にかかわる問題」（27.1%）「インターネットを悪用した人権侵害」（20.1%）と続いています。

この設問については、国が社会的な関心が高いことなどから主な人権課題とされているものを参考に、平成17年度調査から選択肢を5項目増やし、16項目としています。両方の調査で共通する選択肢では、いずれの項目でも、「関心がある」とした人の割合が、前回調査に比べて減少していますが、これは、前回調査との比較のため選択数を前回と同じ3つまでとし、他方で選択肢の数を増やしたためと考えられます。

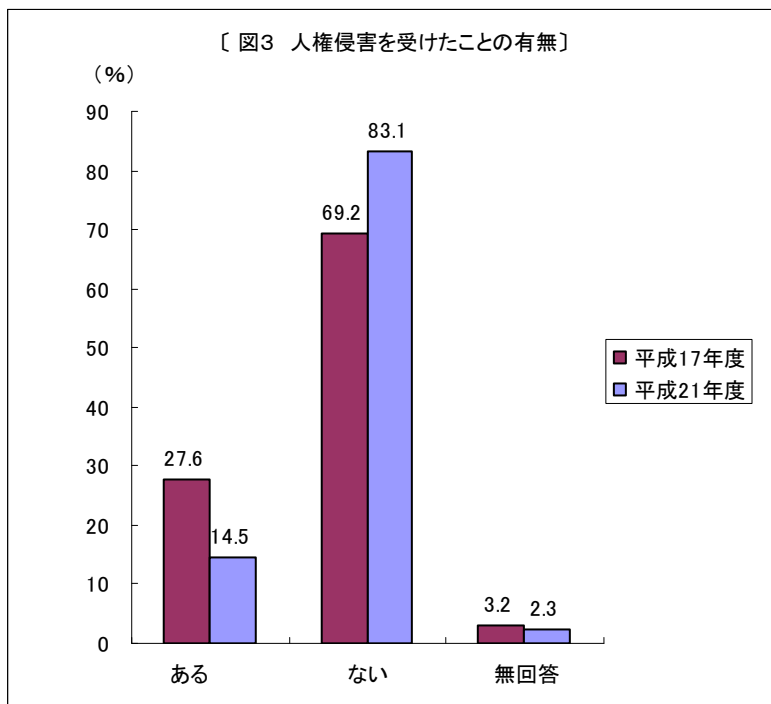
(イ) 「人権」に対する感じ方



「人権」について、どの程度身近な問題に感じるかという設問では、「どちらとも言えない」という回答が27.5%と最も多く、「少し身近に感じる」が25.7%、「あまり身近に感じない」が24.8%となっています。

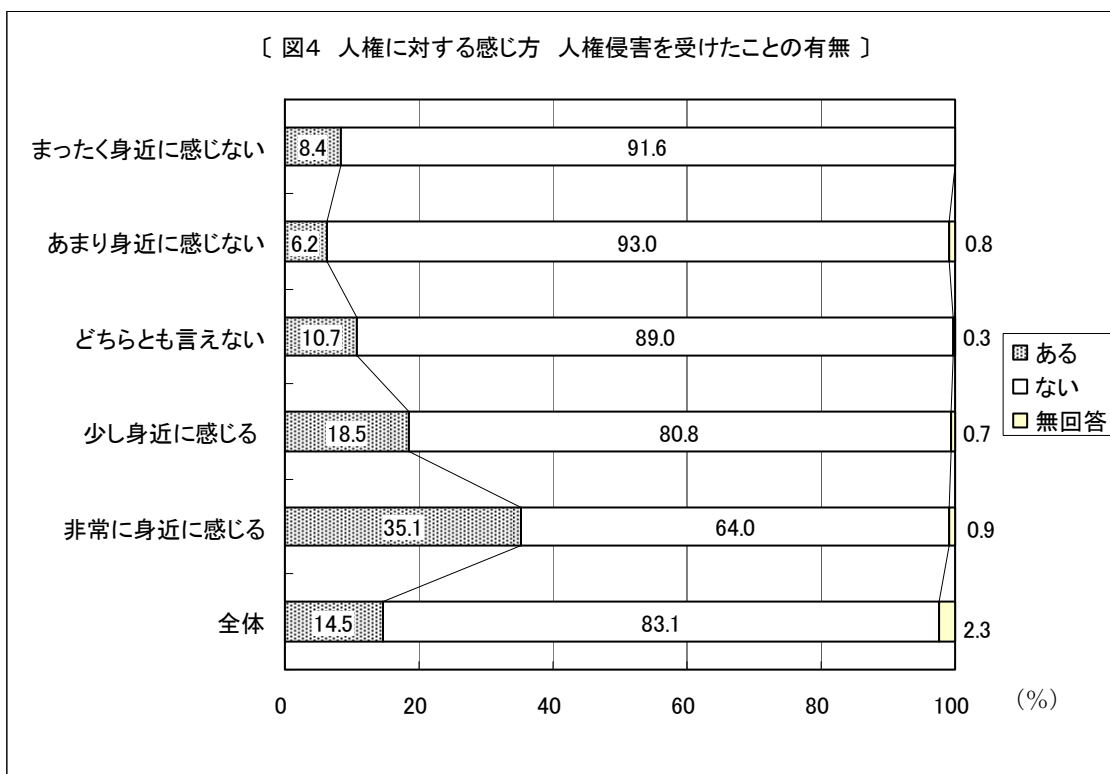
前回の調査と比べると、身近に感じると回答した人（「非常に身近に感じる」「少し身近に感じる」の合計）が、53.0%から39.2%に減少し、「身近に感じない」と回答した人（「あまり身近に感じない」「まったく身近に感じない」の合計）が、24.9%から29.8%に増加しており、約4割の人が人権を身近に感じているものの、その割合は減少しています。

(ウ) 人権侵害を受けたことの有無



自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかという設問では、「ある」と回答した人は14.5%、「ない」と回答した人は83.1%です。前回調査に比べて「ある」と回答した人が13.1%減少し、「ない」と回答した人が13.9%増加しています。

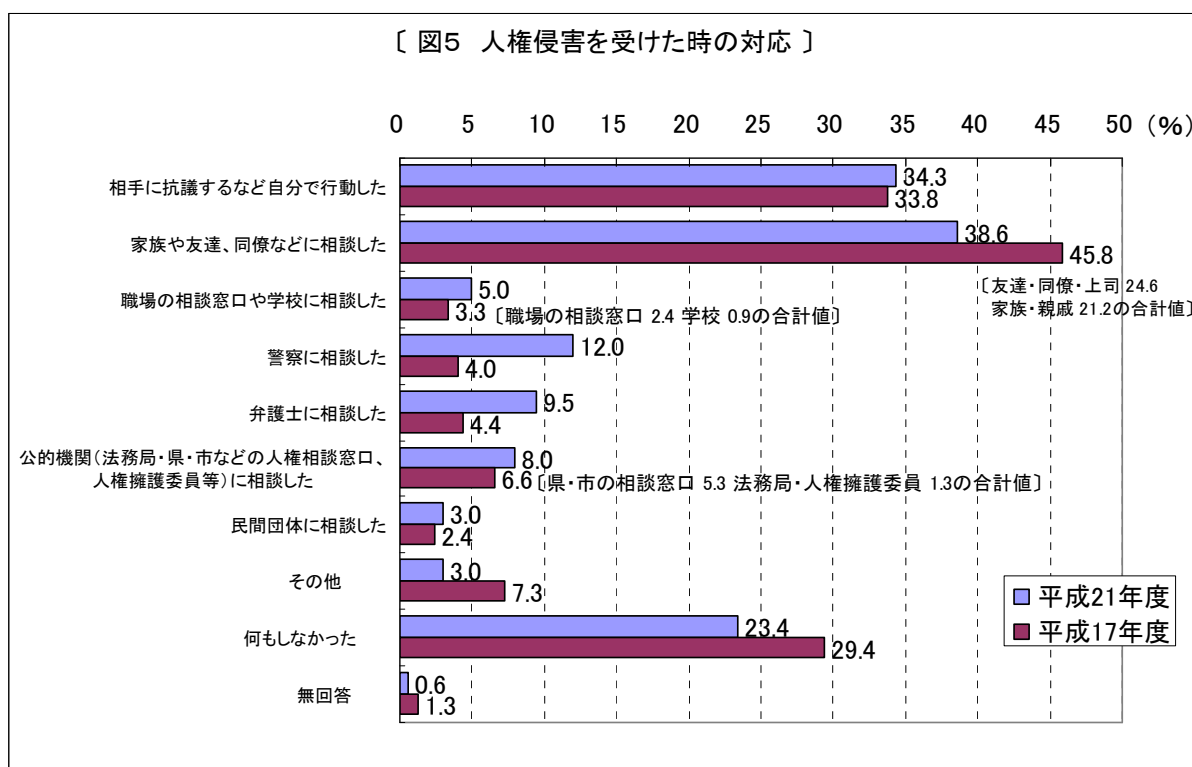
(エ) 「人権」に対する感じ方と人権侵害を受けたことの有無



「人権」に対する感じ方と人権を侵害されたことの有無の関係を見ると、人権を身近に感じている人ほど、人権侵害を受けたことがある割合が高い傾向にあります。

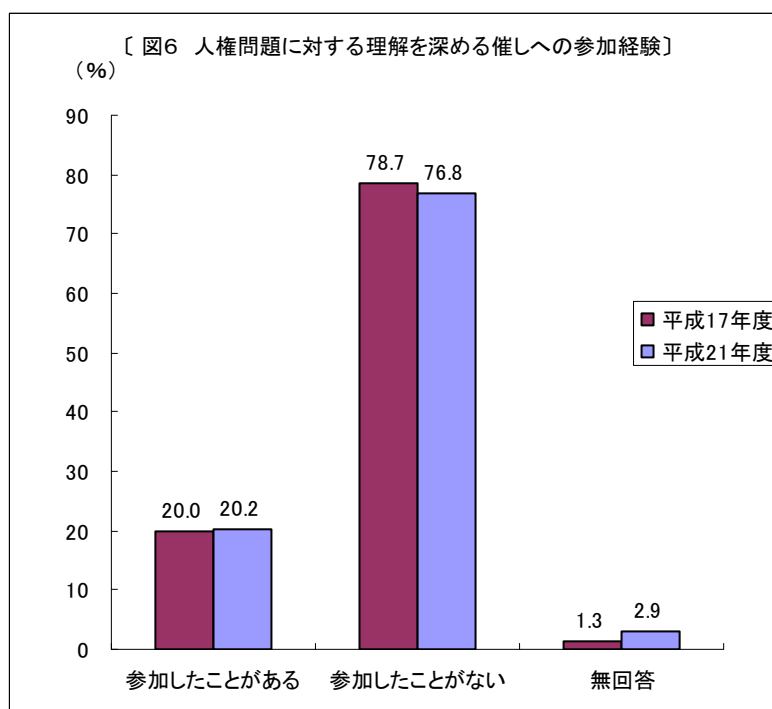
「人権を身近に感じる」というのは、プラスのイメージにもマイナスのイメージにもとらえることができますが、どちらかという人権が侵害されている状況をイメージしているものと思われます。その意味では、人権を身近に感じている人が減少しているのは望ましい傾向ととらえることもでき、「人権を身近に感じる市民の割合」の向上を「協働の指標」とすることは、人権教育・啓発の効果を適切に表したものとは言いがたい側面もあります。

(オ) 人権侵害を受けたときの対応



人権侵害を受けたことがあると回答した人に対し、どのような対応をしたか（回答はあてはまるものすべて）という設問では、「学校や友達，同僚などに相談した」（38.6%）、「相手に抗議するなど自分で行動した」（34.3%）、「何もしなかった」（23.4%）という回答が上位を占め、職場や公的機関の相談窓口，警察，民間団体等に相談した人は，前回調査に比べてそれぞれ増加しているものの，1割程度にとどまっています。

(カ) 人権問題に対する理解を深める催しへの参加経験



人権問題についての理解を深めるための催しに参加したことがあるかという設問では、20.2%の人が「参加したことがある」と回答しており、前回調査とほぼ同じになっています。

職業別では、勤めている（フルタイム）人の23.6%、学生の23.9%が「ある」と回答しているのに対し、自営業・自由業では15.9%、家事専業では17.7%とやや低い傾向にあります。

4 基本的な考え方

－「みんなにやさしいまち，みんながやさしいまち神戸」をめざして－

(1) 人権尊重の理念と市民福祉

民主的な市民社会における人権は，個人の人格の尊厳に基づき，人間であることに根ざして当然に認められる人間固有の権利，すなわち各人が人間的な生存と身体的及び精神的な自由を確保し，それぞれの幸福を追求する権利として，すべての人に等しく保障されることが求められています。この，すべての人の人権の尊重こそが，日本国憲法及び人権関係の国際条約等の原則とされています。

また同時に，人権の尊重とは，権利の行使に伴う責任と義務を自覚し，自分も他人も，ともに尊厳を持った人間として相互に尊重しあうことと理解することが求められています。

人権の尊重を文字どおり生かそうとすれば，女性，子ども，高齢者，障がい者等の人権の保障が重要な課題であり，その保障は福祉施策と密接に関わります。福祉国家の成熟に伴い，社会福祉の理念は，生存権の保障から個人の尊重・幸福追求権に拡大されてきましたが，昨今では，貧困や格差が社会問題となっており，成熟した市民社会の実現のためには，再び生存権の保障が重要な課題となっています。

神戸市は，憲法の基本的人権の尊重の理念の下に，昭和 52 年「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定し，さまざまな施策により市民福祉の充実に取り組み，成熟した市民社会の実現に努めています。

神戸市のすべての政策・施策・事務事業，その他行政運営にあたっては，第 2 次計画の策定趣旨を尊重し，人権に配慮するよう努めることとします。

(2) 人権尊重を具体的に理解するために

「人権の尊重」「差別してはいけない」と言われれば，大部分の人は当然のことと受けとめますが，一方で，ともすれば，そこから先への問題意識を持たないまま終わってしまいがちです。これは，人権の概念が抽象的で幅広いイメージがあるためと考えられ，「どのような状況で人権侵害が起こっているのか」「どういう立場の人に人権侵害が起きているのか」「どうすれば防止できるのか」という具体的な疑問を持つに至らないことが多く，人権を身近なものと感じられないことにもつながっていると思われます。

神戸市では，「ユニバーサルデザイン」や「ソーシャル・インクルージョン」「ダイバーシティの尊重」「協働と参画」などの理念に基づいて，さまざまな施策を展開しています。これらの理念は，現代の社会情勢や解決すべき問題に対応して生まれた，人権尊重と密接に関わる概念であり，互いに排斥するものではなく，理念とし

て重なり合う面もあり，相互に関連する概念です。

市民が，これらの理念を理解することは，時代に即応した，生活の中での「人権」を具体的に理解することにつながります。また，神戸市も，これらの理念を基本理念として，神戸市のあらゆる施策に浸透させていくことにより，人権の尊重されたまちづくりを推進していきます。

➤ユニバーサルデザイン

《ハード・ソフト両面から，誰もがくらしやすい社会をつくる》

「ユニバーサルデザイン（UD）」とは，年齢，性別，文化，身体状況など，それぞれの人が持つさまざまな個性や違いを越えて，はじめから誰もが利用しやすいように，まちや建物，製品，環境，サービスなどを考え，提供していこうとするプロセスとその成果のことです。UDは一人ひとりが互いに多様性を認め合うということからも人権尊重を根底にしています。

神戸市は，市のすべての事業にUDの視点を取り入れるとともに，市民や事業者の取り組みを推進・支援しながら，UD先進都市として全国に発信することにより，互いに人権を尊重しあい，すべての人が持てる力を発揮し，支えあうユニバーサル社会の実現をめざしています。これは，まちや建物のハード整備だけでなく，ひとにやさしいUDの意識づくりを含めたソフト事業の展開に積極的に取り組むことで，神戸がみんなにやさしいまち，みんながやさしいまちになることにつながることから，人権の尊重されたまちづくりを実現するための具体的・効果的な手法のひとつと言えます。

➤ソーシャル・インクルージョン

《誰も孤立したり排除されたりすることなく，社会に参加することを推進する》

急速な少子超高齢化やグローバル化などの社会経済状況の急激な変化，家族や地域のつながりの希薄化などの要因により，ひとり親世帯や高齢者，若者，心身に障がいや不安を抱えている人，社会的な少数者などが，雇用や教育，医療などのサービスやさまざまな社会的な関係への参加を阻害され，社会から孤立し，排除される状況が生じています。

ソーシャル・インクルージョンとは，さまざまな理由により社会の諸制度や市場，社会関係から孤立し，排除された人の「社会参加する権利」を認め，包容していこうとする考え方であり，あらゆる人が個人として尊重され，主体的に人間らしく生きていく権利を持っているという，憲法の基本的人権尊重の理念に基づくものです。

神戸市は，支援を要するすべての人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャ

ル・インクルージョン)をめざしています。そのために、支援の仕組みの一層の充実や新たなつながりによる支えあいを推進します。また、社会的排除の原因のひとつとなっている、価値観の相違や偏見・差別、負担感、無関心等をなくしていくことも重要です。

➤ダイバーシティの尊重

《一人ひとりのさまざまな違いを認め、多様性を尊重する》

性別・身体的能力や特徴、年齢、国籍、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。すべての人が、互いにそれぞれの違いを認め、ダイバーシティ（多様性）を尊重し合うことは、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利である基本的人権を尊重することに他なりません。

神戸市が国際港都としての発展にともなって育んできた豊かな国際性や新しい文化をいち早く取り入れるなどの港町らしい開放性は、まさに神戸のアイデンティティであり、神戸の発展の原動力であるとともに、多様性を尊重する意識を育む土壌であると言えます。グローバル化が進む中で、この神戸で文化や言語、国籍、年齢や性、身体的な状況、価値観や生き方などの面で違いのある人たち（集団）をそれぞれ尊重することや、あらゆる人がその個性を生かして自分らしく生きることを尊重する社会をめざすことは、人権尊重の観点からも、また、都市の活力を維持し高めていくという観点からも重要な課題です。

神戸市の総合基本計画である「神戸づくりの指針」（目標年次 2025 年）においても、「多様性が活きるまちづくり」（ダイバーシティ・マネジメント）を都市戦略として位置づけています。

➤協働と参画から協創へ

《すべての人が主体的に意思決定に参加し、問題解決に取り組む》

神戸市は、「市民の福祉をまもる条例」を制定し、市民・事業者・市が一体となって市民の福祉の向上に努めてきました。震災とその復興の過程では、人と人とのつながりの大切さを痛感し、命の大切さや共に生きることの素晴らしさを学び、住民、ボランティア、NPO など多様な市民が主体的にかかわる、協働と参画のまちづくりが進みました。さらに、平成 16 年 3 月には、ますますきめ細かく多様化する市民の需要や新たな地域の課題に対応し、一人ひとりの市民が主役のまちを実現するため、市民と市が共に考え共に汗を流す協働と参画のまちづくりを推進することを目的として「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定しています。

「協働と参画」は、市民が意思決定の主体として社会に参加することであり、

あらゆる市民に社会参加する権利を認めていこうとするソーシャル・インクルージョンの理念と共通するものといえます。そして、市民やさまざまな地域団体、NPOなどと行政が、ともに市民福祉を高めていくために協働と参画を進めることが、すべての人の人権を守ることにつながります。

神戸市の総合基本計画である「神戸づくりの指針」は、これからの都市づくりでは、都市ぐるみで「ひと（人）」を「たから（財）」と捉え、多様な「人財」が集い・交わり・活きるまちづくりを進めるとともに、それら「人財」のきずなを深めながら協働と参画をさらに発展的に推進し、新たな豊かさを創造する姿をめざしており、この姿を「協創」と呼んでいます。

（3）市民生活における人権尊重のために ～3つの方策～

①人権教育・啓発

②人権救済の前提としての相談制度

③地域における人権の尊重されたまちづくり

市民生活においても、人権尊重の理念を実現していくには、行動の基礎に人権が位置づけられ、他人の人権と共存することが期待されています。

阪神・淡路大震災当時、市民が、自らも被災した中で、全国から駆けつけたボランティアとともに、避難所の運営や地域での声かけ等、お互いを尊重しながらさまざまな取り組みを行うことにより、今日の神戸では、人と人とのつながりが深まり、地域で主体的な市民活動が生まれ、地域の力が発揮されたまちづくりが活発化しています。

一方で、地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下が人権問題の発見を妨げ、解決をより困難にする事例も見受けられます。

こうした問題の解決は社会共同の責任であり、神戸市が人権教育・啓発に取り組んでいくこととともに、市民相互間でも人権の尊重についての合意が確立されることが必要です。そのためには、共に生きる同じ社会の一員として、人権尊重という視点からの、市民の権利と義務について市民相互間で十分な議論がなされるような条件づくりが必要です。

また、人権に関わる相談があったときは、救済制度の効果的な活用や関係機関との連携が必要です。神戸市は、相談内容を的確に受け止め適切に対応するとともに、状況に応じて、調査や要請・説示・勧告などの措置を講ずる権限のある法務局などと緊密な連携をとりながら救済を図ることが重要です。また、人権救済制度や相談機関についての情報を市民に広く周知していくことも必要です。

そこで、めざす姿の実現のために、①人権教育・啓発とともに ②人権救済の前

提としての相談制度の充実 ③震災で得た貴重な教訓—共に生きることの素晴らしさ—を生かした地域での人権の尊重されたまちづくりへの取り組み の3つの方策を活用していきます。

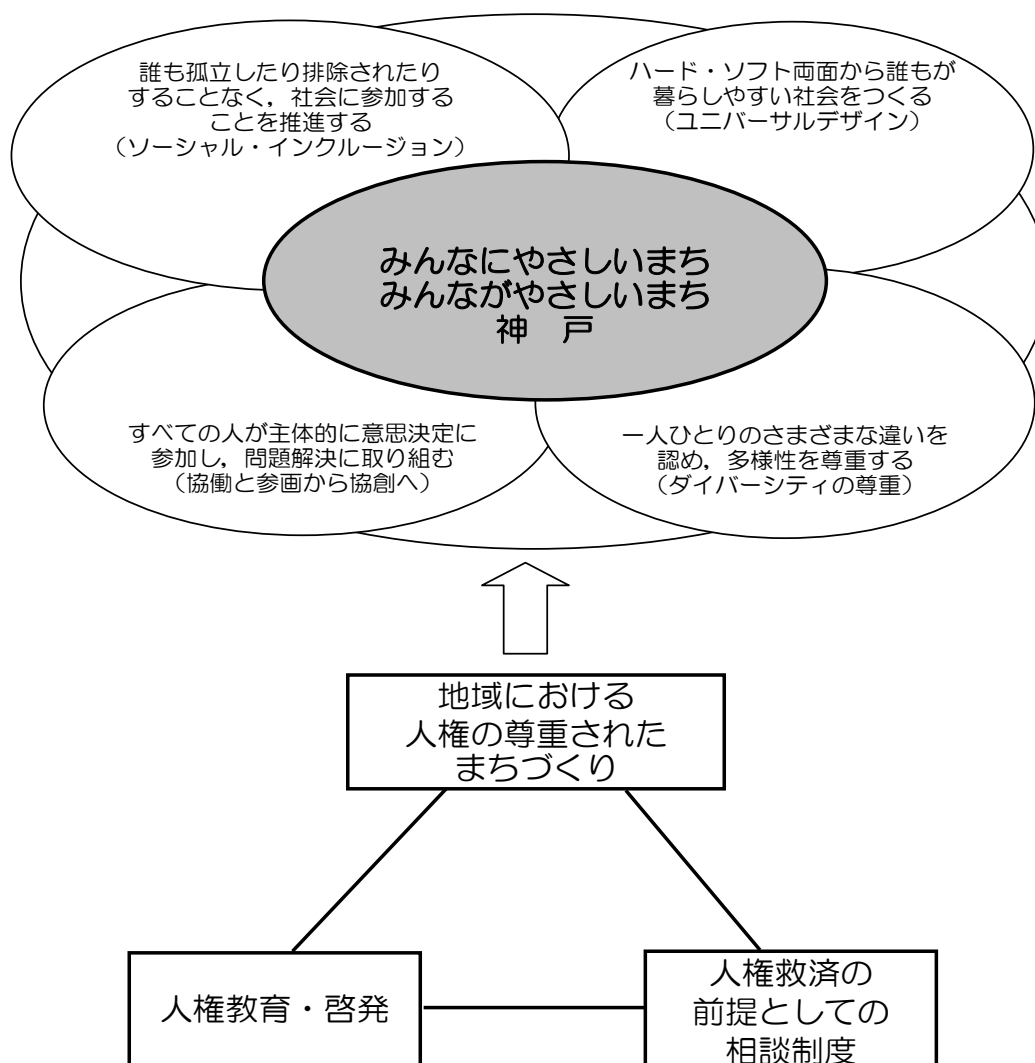
(4) 協働の指標と中・長期目標値の設定

市民・事業者・神戸市が協働して取り組む際の目標を共有するとともに、取り組みの成果を評価する際の参考とするため、協働の指標と中・長期目標値を設定しています。

第2次計画では、第1次計画における指標を再検討し、計画の進捗を、それぞれの人権課題に即して、よりの確に示すことができると考えられる指標を神戸市の各種計画上の指標や市民意識調査の調査項目等の中から、採用しています。

第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画がめざす姿と3つの方策

(イメージ図)



II 人権教育・啓発について

1 人権教育・啓発の基本的あり方

神戸市の人権教育・啓発は、「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」をめざして、日本国憲法や教育基本法等の国内法、人権関係の国際条約等に即して推進します。

その際には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が規定する基本理念（第3条）等を踏まえ、基本的に次の点に留意しながら推進していきます。

(1) 人権を身近なものとしてとらえ、主体的な行動へと結びつく教育・啓発

人権を考える際、差別や偏見などの問題と見る傾向がありますが、偏見や差別などの問題は、目に見える実態的な側面だけでなく、私たち一人ひとりの人格に深く関わる心理的土壌の問題でもあります。

こういった、社会での差別や偏見などの問題は、依然として根強く残っていますが、近年ではそれらに加えて、子どもや配偶者、高齢者などへの虐待や暴力など、差別や偏見とは別の人権問題が、最も身近な社会の構成単位である家庭内でも多く発生しています。これらは、差別や偏見のように一部の人に向けられるものではなく、身近な身の回りにいる人たちが対象となっています。

人権は一部の人だけにかかわるものではなく、一人ひとりの日常生活において、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場面に身近に存在するもので、誰でもいつでも他人の人権を侵害したり、他人から人権を侵害されたりする可能性があり、すべての市民にとって無関係な事柄ではありません。

それだけに、人権をより身近なものとしてとらえ、一人ひとりが関わる問題として人権感覚を身につけるとともに、人権に関わる問題があったとき、傍観者的な姿勢ではなく、主体的な行動へと結びつけることが人権教育・啓発の重要な目的であり、粘り強く継続的な取組みを進めていく必要があります。

また、「人権尊重」とはお互いの違いを認め合い、お互いを思いやることであり、お互いの人権を尊重することで、家庭・学校・地域・職場などでの人と人との絆はさらに深まります。そのためには、自分も含めてすべての人の「命」の尊さ、「共に生きる」ということの素晴らしさを見つめ直す機会となるような啓発が求められます。

(2) 発達段階を踏まえた効果的な教育・啓発

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとおして実施することにより効果をあげることができます。

そのため、対象者の発達段階を踏まえ、多様な内容と方法について創意工夫をしながら実施していく必要があります。

(3) 協働の理念に基づく教育・啓発

人権教育・啓発は、社会全体で取り組んでいくことが重要です。市民・事業者・神戸市が、それぞれの役割を自覚し、ともに手を携えてまちづくりを進める「協働」の理念に基づいて、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

それぞれの役割は、概ね次のように考えられます。

- ① 神戸市は、国や県との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施します。
- ② 市民には、一人ひとりが社会を構成する主体であることを認識し、自分自身の問題として人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に行動していくことが求められています。
- ③ 事業者は、事業活動を通じて社会へ貢献するとともに、社会を構成する市民としてその社会的責任を自覚し、公正な採用、公正で適切な配置・昇進等、事業所内の人権の尊重を実現するとともに、従業員の人権に対する理解を深めるよう求められています。

(4) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

- ① 人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権に関する権利・義務の意識や内面的問題にかかわることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。
- ② 人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等も、市民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であり、人権教育・啓発を担当する神戸市は、主体性や中立性の確保を旨として行う必要があります。

2 人権教育・啓発の手法

人権尊重の理念について、法の下での平等・個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点と具体的な人権課題に即した個別的な視点の双方から、理解を深めるよう取り組みます。

3 人権一般の普遍的な視点からの取り組み

(1) 人権教育

人権教育は、一人ひとりの生命と尊厳を尊重するという人権尊重の理念について基礎的な知識を体得し、感性を養い、それを実践に生かす態度や行動力の育成を目的とするものです。

幼児期から成人に至るまでの学校教育と、成人を対象にした社会教育の両面での充実と連携を図り、地域の実情を踏まえつつ、市民が生涯を通じて学べるよう、人権教育を推進していく必要があります。

① 学校教育

[現状と課題]

学校での人権教育は、一人ひとりの子どもが人権尊重の理念を身につけていくための取り組みであり、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進しています。

具体的には、各学校園では人権教育推進委員会（管理職、人権教育担当者、学年担当委員等から構成）を推進役として、毎年「人権教育の目標」、「年間指導計画」の作成・実施・評価・改善を実施し、人権教育の充実を図っています。

人権教育の推進にあたっては、幼稚園から高等学校・特別支援学校に至る子どもの発達段階に対応して、指導方法の工夫や教材の開発等に努め、授業、学級活動、学校行事を通じすべての教育活動の中で取り組んでいく必要があります。

また、子どもたちにとって一番身近でかつ最大の学習環境である教職員の研修と研究活動の充実に努めると共に、保護者・地域との連携・協働をより強化しながら、人権尊重の理念の徹底を図る必要があります。

[今後の方向性]

(ア) 自己実現の力の育成

子どもが人権尊重の理念を理解する出発点は、自分自身を大切にすること（自尊心）を育むことにあります。それは、今の生活を大切に、将来の夢や希望を持つことにつながるものです。この夢や希望を実現するための基礎的な力（知識、技能、思考力、感性）を育てていきます。

(イ) 共生の態度の育成

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、共に生きることについて子どもたちの理解を深め、他者を思いやる心、共生のための行動力や社会的貢献の精神を子どもたちが身につけるよう努めます。

また、さまざまな人権課題に対応した教材を開発し、その活用を進めます。これらにより、人権についての理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図ります。

(ウ) 人権感覚豊かな学習環境の創造

子どもたちが学校生活全般にわたって人権尊重の理念を実感できるよう、一人ひとりが大切にされる授業づくり，自分のよさを生かし互いに認め合える仲間づくり，安心して過ごせる居場所づくり等，人権感覚豊かな学習環境の創造をめざします。

特にいじめ問題については，神戸市いじめ防止対策推進委員会による「いじめ問題への取組についての提言」（平成 19 年）に基づき，引き続きいじめを許さない学校園づくりを進めます。

そのため学校園では教職員全員を対象とした人権教育研修を一層推進するとともに，効果的な授業づくりに向けての研究・実践活動に積極的に取り組みます。また，専門・体系的または新たな課題等については，管理職，人権教育担当者向けの研修や，教員の経験年次に対応した研修を通じて指導力の充実を図ります。

(エ) 家庭や地域との連携

学校園での人権教育をより効果的なものとするため，授業公開やホームページ等による情報発信や保護者・事業者との交流等を通じて，開かれた学校園づくりを進め，家庭や地域との連携強化に努めます。

また，市内を 44 区域に分け，幼稚園から高等学校までが連帯・協働して地域の実情に応じたテーマに沿って実施している区域別教育をより実践・効果的に進めます。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|--------------------------------|-----------------|---|--|
| 人権教育推進の年間計画が概ね達成できたと評価する学校園の割合 | — (平成 22 年度) | ⇒ | 280 校園 / 311 校園 = 90% (平成 27 年度) |

[主な施策]

(ア) 学校園体制の整備・充実

- ・「分かる授業実践推進事業」の実施
- ・人権教育研究指定校の研究発表会，公開授業等を通じた，優れた教育実践の発信
- ・参加体験型の職員研修による，実践的な人権意識の向上
- ・小学校での「スクールカウンセラー」の配置拡大
- ・「在日外国人教育推進校連絡会」の充実と要日本語指導児童生徒への支援拡大

(イ) 偏見や差別を許さない意識や実践力の育成

- ・「こうべ地球っ子プログラム」の実施
 - ・体験学習や参加型学習など、多様な学習形態の工夫
（「命の感動体験学習」や「人間関係力向上プログラム」など）
 - ・DV予防プログラムの実施拡大
 - ・「あゆみ」や「あすへの飛翔」などの副読本を活用した授業を通じた、人権尊重の意義や必要性の理解の促進
 - ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず，されるを責めず，第三者なし」の徹底
- (ウ) 家庭や地域との連携の充実
- ・「区域別学校園人権教育推進協議会」で、自尊感情の育成，多文化共生，基礎学力の向上など地域の実情に応じた実践的・効果的な人権教育の推進
 - ・地域人材や保護者を講師・協力者とする特別授業や研修など，家庭・地域との連携強化

② 社会教育

[現状と課題]

人口減少社会と少子・超高齢化の進展，価値観や生き方の多様化，家庭・地域社会の変化など，今後10年間の社会教育を取り巻く環境の変化はこれまで以上に大きく，そして変化のスピードはこれまで以上に急速なものになると予測されています。こうした中，社会教育については平成21年3月に「神戸市教育振興基本計画」を策定し，平成25年度までの5年間の具体的施策，諸事業の基本的な指針が定められました。

市民の多様な学習ニーズに応じるため，民間事業者や大学等と連携した学習の支援を実施する等，市民の人権学習の機会を充実させていきます。また，人権教育の学習成果が地域社会に還元され，人権尊重の意識を高めていくよう，ボランティアシステムの構築など，さまざまなしくみづくりを行っていきます。

また，すべての教育の原点であるという家庭教育の役割を十分に果たしていけるよう，保護者世代への人権啓発に取り組み，教育力の向上に向けた支援を行います。

さらに，地域等による人権教育への参画や支援がさらに進展するよう，支援人材の確保，育成に向けた取り組みを充実させていきます。

[今後の方向性]

(ア) 学習の成果を社会に還元するしくみづくりを推進します

市民が人権について学んだ学習の成果を地域社会に還元できるよう，システムの構築や機会，場の提供を図ります。また，「KOBEまなびすとネット（生涯学習市民講師登録制度）」等により，地域で人権学習を支援する人材の育成と活用を図ります。

(イ) 社会教育施設の機能向上を図ります

公民館，図書館等の社会教育施設の講座等の充実や，社会教育主事，司書の活用により人権教育を推進します。市内7公民館を地域における社会教育の拠点とした，日本語教室，識字教室や人権講座など幅広い年代の市民が学ぶ機会を提供します。

(ウ) 家庭や地域の教育力の向上をめざします

家庭が社会的マナーや規範意識の育成など全ての教育の原点であることを踏まえ，さまざまな機会を通して家庭教育の役割について考える場を提供するなど，人権教育を推進します。これまでは小学校新1年生保護者を対象に配布していた啓発冊子『こうべっ子育て～もうすぐ1年生～』を，幼稚園や保育所（園），関係部局にも配布を拡大し，次期改定に合わせ内容を検討します。家族の絆を見つ

め直そうというキャンペーン「家族が熱い一週間」を充実するとともに、キャンペーン紙に人権を啓発する記事を盛り込むなど、家庭教育の支援を充実します。また、公民館においては、保護者世代にかかわりのある人権課題を取り上げた事業の実施を検討し、学校を通じた広報を行うなど多くの保護者の参加を促します。

(エ) 家庭・学校・地域の連携を強化します

(仮称)「神戸っ子応援団(学校支援地域本部)」, 教育・地域連携センターにおいて、学校の必要性に応じたボランティア人材の発掘・登録・育成を行い、特別支援教育等子どもの人権に配慮した教育の支援を実施します。また、PTAは地域と家庭と学校とを結ぶ団体でもあることから、人権研修会や今日的課題に関する研修会等の開催を通して、人権学習を推進していきます。研修会等の内容について保護者の希望や要望を把握するように努め、より多くの保護者が関心を持ち参加できるよう工夫します。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|--|--------------------|---|--------------------|
| 公民館等社会教育施設における人権啓発事業, ボランティア養成講座への参加者数 | 2,800人 (平成21年度) | ⇒ | 3,000人 (平成27年度) |

[主な施策]

(ア) 学習成果の社会への還元

- ・ 日本語学習支援者養成講座
- ・ 公民館の日本語ボランティア講座, 手話講座 等
- ・ 生涯学習支援センターの生涯学習市民講師登録制度

(イ) 社会教育施設の活用

- ・ 公民館の人権啓発推進事業, 日本語教室・識字教室
- ・ 図書館の人権啓発に関する資料の収集, 提供

(ウ) 家庭や地域の教育力の向上の取組み

- ・ 「家族が熱い一週間」事業
- ・ 人権啓発冊子『こうべっ子育て～もうすぐ1年生～』の作成, 配布

(エ) 家庭・学校・地域の連携

- ・ (仮称)「神戸っ子応援団(学校支援地域本部)」, 教育・地域連携センターでの学校のニーズに合わせた支援人材のコーディネート
- ・ P T A人権研修会の開催

(2) 人権啓発

人権啓発は、一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。

[現状と課題]

これまでの人権啓発は、より多くの市民への啓発に重点をおいた、行事を中心とした啓発に偏りがちでした。講演会や映画会等のイベント、マスメディアの積極的な活用等によるこれらの啓発は、人権に関する知識や情報を身につけてもらうという観点からは効果がありますが、得られた知識や情報を自分自身のこととしてとらえ、日常生活の中で主体的な行動に結びつけることができなければ、知識や情報は形骸化する恐れがあります。

人権啓発は、命の尊さ、共に生きることの素晴らしさといった震災で得た貴重な教訓を生かしつつ、ねばり強く実施していくとともに、市民一人ひとりが、人権に関する基本的な知識を獲得し、日常生活の中で人権尊重の主体的な行動へと結び付けていくためには、さまざまな創意工夫が求められます。

また、人権とは、自分らしく幸せに生きる権利であるということから、人々がその個性を活かして能力を発揮すること（ダイバーシティの尊重）や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進も重要な課題です。さらに、ワーク・ライフ・バランスの推進は、家庭や地域の機能を高め、地域における人権の尊重されたまちづくりにもつながります。そのためには、事業者が人権の尊重された働きやすい職場環境づくりに向けて積極的に取り組むことが必要です。

[今後の方向性]

① 効果的な啓発手法の活用

啓発の場において得られた知識や情報を自分自身のこととしてとらえ、日常生活の中で主体的な行動へ結びつけることができなければ、知識や情報は形骸化する恐れがあります。

そこで、これまでの啓発手法に加え、内容が固定化したり一般論に終始することなく、市民がより身近に感じ理解を深めることができるよう、人権上大きな社会問題となっている事例をタイミングよくとりあげたり、ワークショップや体験学習のような市民が主体的・能動的に参加できるような手法を取り入れながら、啓発を推進していくことが必要です。

また、人権尊重とかわりのある講演会やシンポジウム等の開催にあたっては、人権尊重のための取り組みであることをPRし、人権意識の浸透に努めます。

さらに、さまざまな人たちの存在を認識し、障がい者や高齢者への理解を深められるよう、地域の特色を生かした、地域で主体的に取り組むユニバーサルデザ

インのまちづくりのような市民が親しみやすくかつ参加しやすい手法も活用します。

② 対象者の年齢層にあわせた啓発媒体の選択

これまでの経験と成果を生かし、各年齢層の興味・関心に合わせ、広報紙、インターネット、映画等、啓発媒体を幅広く選択し、啓発媒体の特性を生かしたよりきめの細かい啓発を推進していきます。

③ 民間団体・NPO との連携

近年では、さまざまな民間団体や NPO が人権啓発に取り組んでおり、必要に応じてこのような団体と連携して啓発を推進します。

④ 企業・事業所での人権尊重の推進

企業は社会を構成する一員として社会的な責任を負う (CSR) と考えられています。人権の尊重や法令の遵守 (コンプライアンス) は、企業の社会的責任のひとつであり、事業者は、性別、年齢、国籍、障がいの有無、雇用形態などが異なる多様な人がその能力を発揮できる、人権の尊重された職場環境づくりを求められています。また、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害につながることから、防止に向けた事業者の取り組み、相談・調査などの救済方法、メンタルケアや経済的な不利益などの回復に向けた方策なども重要な課題となっています。

そのためには、経営者を含む従業員全員が人権意識の向上とともにコンプライアンスを徹底しようとする意識をもち、職場での理解を促進するための研修などを行う必要があります。

また、神戸市は、取り組みを進めている企業・事業所を紹介するなどの方法により、従業員一人ひとりを尊重することが、企業・事業所にとっての今日的な課題であることや、人権の尊重された職場づくりの必要性を啓発するとともに、取り組む事業者を支援します。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|--|-------------------------------|---|---------------------|
| 日常生活の中で自分や周囲の人の人権が尊重されていると思う市民の割合 | — (参考) 33.4% (平成 17 年度) | ⇒ | 50.0% (平成 27 年度) |
| さまざまな人権問題について理解を深めるために開催されている講演会や学習会等に参加したことがある市民の割合 | 20.2% (平成 21 年度) | ⇒ | 25.0% (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① 啓発事業の実施
 - ・講演会，シンポジウム等の開催
 - ・テレビ，ラジオ，啓発冊子等多様な手法による啓発の実施
- ② 子どもたちへのメッセージ運動
- ③ 企業啓発の推進
- ④ 人権啓発推進協力委員を通じた啓発の推進
- ⑤ 人権啓発ビデオの貸出

4 具体的な人権課題への取り組み

人権はすべての人が生まれながらに持っている権利ですが、現実の社会においては、さまざまな差別や偏見などがあり、またこれによる人権侵害が起きていることから、それぞれの課題について知識や理解を深め、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

このような状況のなかで、第1次計画では、①女性②子ども③高齢者④障がい者⑤同和問題⑥外国人⑦HIV感染者、ハンセン病患者及び元患者等を取り上げましたが、第2次計画では、国が主な人権課題としている項目やこれを踏まえて実施した市民福祉に関する意識調査の結果などを考慮して、⑧インターネットによる人権侵害⑨犯罪被害者等の人権⑩性的マイノリティの人権についても取り上げました。

また、不況の長期化や不安定な雇用形態の増加などによって、努力を重ねたにもかかわらず就職できない若者などが孤立したり、疎外されたりすることは、社会から排除された状態として、人権に関わる課題と考えています。

神戸市は、これらの課題について「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」や、個別具体的な実施計画を策定して積極的に取り組みを進めています。

これらの計画を踏まえ、第2次計画では、それぞれの人権課題での今後の人権教育・啓発についての課題の所在と方向性を示しています。また、人権教育・啓発の推進とともに、それぞれの人権課題の解決に必要な取り組みについても、取り上げています。

<参考：具体的な人権課題にかかわる主な計画等>

| 分野 | 名称 | 計画期間 |
|-------------------------|---|------------------------|
| 女性 | 神戸市男女共同参画計画（第3次） 神戸市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（第2次） | 平成23～27年度 平成23～27年度 |
| 子ども | 神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画） 神戸市青少年育成中期計画（第6次） | 平成22～27年度 平成23～27年度 |
| 高齢者 | 神戸市高齢者保健福祉計画 神戸市介護保険事業計画（第4期） | 平成23～27年度 平成21～23年度 |
| 障がい者 | 神戸市障がい者保健福祉計画2015 障害福祉計画（第2期） | 平成23～27年度 平成21～23年度 |
| 外国人 | 神戸市国際化推進大綱 | 平成23～27年度 |
| 感染症患者 ・元患者， 難病患者等 | 新・健康こうべ21 | 平成13～24年度 |
| ホームレス | 神戸市ホームレスの自立の支援に関する実施計画 （第2次） | 平成21～25年度 |

(1) 女性

[現状と課題]

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されているように人権の基本理念です。女性も男性もすべての個人が、互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら、社会のさまざまな場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現は、社会にとって、最重要課題のひとつです。

このことは、国際的にも共通に認識されており、国連が中心となり女性の地位の向上や男女平等をめざす取り組みを展開してきました。昭和50年の「国際婦人年」を契機とし昭和54年には「女子差別撤廃条約」を採択するなど女性の地位向上と男女平等をめざした取り組みが、現在に至るまで続けられています。

日本でも、国際的な動きを受け、昭和50年、女性の地位向上のため、婦人問題企画推進本部を設置、昭和52年に、「国内行動計画」を策定しました。昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准、その後、男女雇用機会均等法やストーカー規制法、配偶者暴力防止法、男女共同参画社会基本法の制定等、法制度を充実させ、男女共同参画施策は着実に推進されてきました。

しかし、現在なお、①職場や地域において女性の政策・方針決定への参画が少ないこと、②家事・育児・介護の多くの部分を女性が負担していること、③男性の多くが家庭や地域活動に参加しないで仕事中心の生活になっていることなどの問題を抱えています。

また、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント、配偶者や恋人等親しい間柄の男女間で起こる暴力 {いわゆるDV (ドメスティック・バイオレンス)}、ストーカー行為、性犯罪、売買春等の人権侵害や、性の商品化・暴力表現といった女性の人権に配慮を欠いた取り扱いも問題となっています。

これらの問題の背景として、「男性の方が女性よりも優れている」といった偏見や、従来からの「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的性別役割分担意識や社会慣行が依然として残っていること等があげられます。

[今後の方向性]

女性も男性も等しく一人の人間として尊重され、さまざまな分野において平等にその個性や能力を発揮できる社会をめざしていく必要があります。そのためには、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力を尊重する意識や男女平等意識を育み、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において教育・意識啓発に取り組んでいく必要があります。また、男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動を自らの希望に沿って展開できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生

活の調和)を推進するために、職場環境の整備等、社会的条件を整える必要があります。また、すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を許さない社会をめざし、DVをはじめとしたさまざまな暴力の根絶に向けた取り組みを進める必要があります。

DVをはじめとした女性に対するさまざまな暴力を根絶するため、さらに取り組みを進める必要があります。

以上の認識の下、平成15年4月に施行された「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」及び「神戸市男女共同参画計画(第3次)」「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第2次)」に基づき、施策を推進していきます。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|---|-------------------|---|-------------------|
| 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 (市審議会における女性委員の登用等) | 33.0% (平成21年度) | ⇒ | 35.0% (平成27年度) |
| 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (市立中学・市立高校におけるデートDV予防啓発事業実施校数) | 5校 (平成22年度) | ⇒ | 全校 (平成27年度) |

[主な施策]

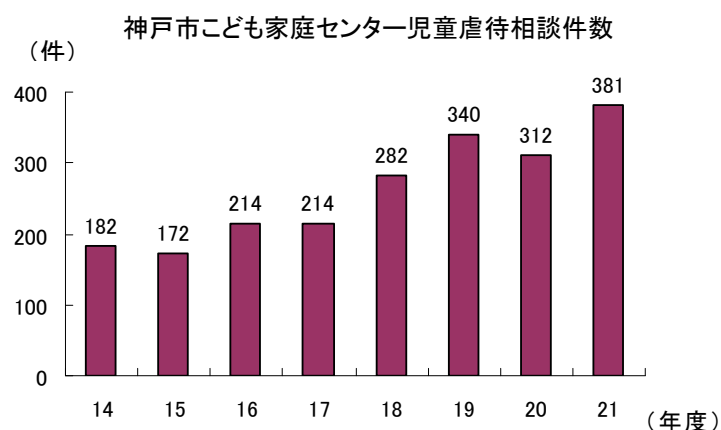
- ① 男女共同参画社会への啓発・教育の推進
 - ・家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での啓発・教育の推進
- ② ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会の構築
 - ・職場や家庭、地域の中で、個性を活かして能力を発揮していくことができるような環境や働きがいを持って働ける仕組みの整備
- ③ 女性の社会への更なる参画の促進
 - ・政策・方針決定の場への女性の参画の促進
 - ・女性の就業機会の拡大
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・DV相談機能の充実
 - ・DV被害者の自立支援と生活再建の支援
 - ・DV防止のための教育・啓発の推進

(2) 子ども

[現状と課題]

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化等、家族構成の変化とともに家庭の持つ教育機能の低下が指摘されています。また、高度情報化、都市化が進展する中で、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊び場や遊ぶ時間の減少、子ども同士の交流機会の減少、ネット中心のコミュニケーション等、子どものこころの成長や発達にとっては、厳しい環境になっています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、少年非行等の問題行動、いじめや体罰等、学校での暴力、不登校のほか、薬物乱用の低年齢化、携帯電話を媒介とした出会い系サイト・学校裏サイト等により青少年等が事件に巻き込まれるケースの増加、援助交際や児童ポルノ等の性の商品化といった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。



子どもの人権をめぐる問題の背景には、家庭や社会環境の変化とともに、大人が子どもを一人の人格の主体として見ていないことがあげられます。さらに、そこから派生した過保護、過干渉、放任、育児放棄等が子どもの主体性や社会性の欠如を招いています。子どもと親や保護者などの大人の関わりが希薄になっていることが、子どもの情緒的な安定に及ぼす影響も懸念されます。また、ネット社会の急激な進展が子どもたちに及ぼしている影響について、大人が十分理解していないことも大きな問題です。

特に、近年では、保護者の雇用状況の悪化や経済的格差の拡大を反映して、子どもが適切な教育や医療などを受けられないという問題が生じています。子ども期におけるこのような状況は、将来の就職や生活にも大きな影響を及ぼし、世代間に渡って負の連鎖がつづくことも危惧されることから、早急に対応を検討すべき課題です。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために、神戸市は、平成 17 年 2 月「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年 7

月施行)に基づく「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画(前期計画)」を策定し、平成22年2月にはその後の次世代支援対策に関する各種施策の動向等を踏まえた後期計画を策定しています。

また、一人ひとりの青少年が未来に希望を持ち、自立と自己実現ができるよう、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係する青少年への健全育成への取り組みを広く進めるため、平成27年度を目標年次とする「第6次青少年育成中期計画」を策定しています。

[今後の方向性]

教育・啓発を行うときは、子どもは、身体的・精神的に未熟であっても、一人の独立した人格を持ち、権利を享受し行使する主体であるという「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利について理解を深めていくことが必要です。そして、子どもや大人に対して、発達段階に応じて子どもが権利の主体であるということ、「あすへの飛翔」などの年齢に応じた教材の活用などにより、分かりやすく説明することが必要です。

たとえば、子どもが、自分の考えや意見を言えるよう自主性を育てていくため、子ども自身による取り組みや意見表明の機会を家庭、地域、学校で作りだしていくことや、子どもの視点に立ったまちづくりを進めるために、子どもがまちづくりの準備段階から参画する等、発達と成熟に応じて社会の一員として認めていくことなどが考えられます。

さらに、個人の成長とともに、一人ひとりの青少年が未来に希望を持ち、自立と自己実現が図れるよう、青少年の主体性を尊重しながら、その成長発達を援助していきます。

特に、深刻な児童虐待の問題については、早期発見・早期対応を徹底するとともに、発生予防対策の充実が重要です。そのため、具体的な方策の充実に向け、教育・保健・医療・福祉関係機関の連携を強化するとともに、虐待に対する市民の関心を深めるための啓発を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。また、保護した後の支援として、虐待を受けた子どもに対するケアや虐待を行った保護者に対する指導・援助の充実を図ります(別掲)。さらに、家族がお互いを思いやり、尊重しあうことの大切さについても教育・啓発を進めます。

また、子どもが貧困により、育つ権利や教育を受ける権利を阻害されることなく、将来に渡って希望をもって生きることができるよう、社会全体での取り組みを推進するよう啓発していく必要があります。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|-------------------------|---|---|---|
| 地域での子育て支援 (拠点児童館の設置) | — (平成 22 年度) | ⇒ | 13 か所 (平成 28 年度) |
| 家の人と話をよくする割合 | 父親と 母親と 小 5 68.7% 91.1% 中 2 54.3% 84.6% 17 歳 55.6% 86.4% (平成 21 年度) | ⇒ | 父親と 母親と 小 5 75.0% 95.0% 中 2 60.0% 90.0% 17 歳 60.0% 90.0% (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① 「子どもの権利」の理解を深めるための啓発の推進
- ② 地域での子育て支援の充実
 - ・地域子育て支援拠点の拡充
 - ・拠点児童館の設置
- ③ 青少年の自主的活動の支援
 - ・青少年の居場所づくり
- ④ 児童虐待防止対策の充実
 - ・こども家庭センターの機能の充実と関係機関の連携強化
 - ・市民啓発（オレンジリボンキャンペーン）
- ⑤ 家庭の教育環境の整備と家庭・学校・地域の協働・連携の強化
 - ・家族が熱い一週間
 - ・スマイルハートあいさつ運動
 - ・青少年育成地域活動の充実

児童虐待防止のための具体的方策

- (1) 発生予防のための事業の充実
 - ① 養育支援訪問事業の充実
 - ② 関係機関との連携の強化
 - ③ 児童家庭支援センターの充実
 - ④ 養育支援ネット事業の充実
 - ⑤ 一時保育事業の充実
- (2) 早期発見・対応の徹底
 - ① 児童の安全確保の徹底
 - ② 関係機関の連携の強化
 - ③ 市民への啓発の充実
- (3) 保護後の支援の充実
 - ① 被虐待児への適切な援助
 - ② 施設入所後のきめ細かい対応
 - ③ 保護者への指導・援助の充実

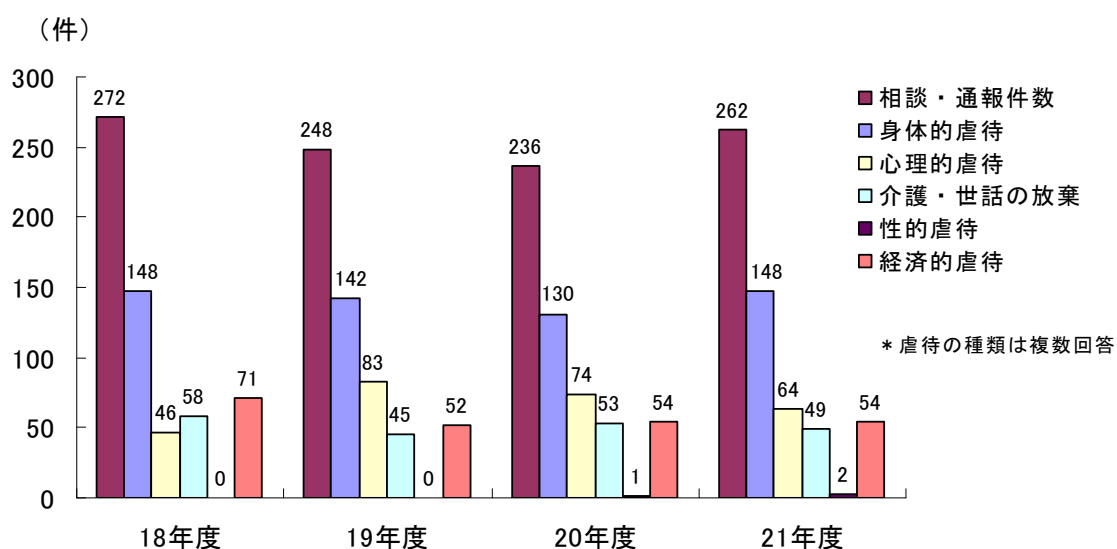
(3) 高齢者

[現状と課題]

日本では、出生率の低下や平均寿命の延びに伴い、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、平成 25 年には 4 人に 1 人が、平成 67 年には 2.5 人に 1 人が高齢者になると予想されています。

介護や支援を必要とする人が増加する一方で、家族機能の変容やコミュニティの希薄化により地域での見守りが困難になっています。また、ひとり暮らしで隣人や友人との交流が乏しい人や、家族はいても会話が少ない人など、日常的に人との交流が少なく、地域の中で孤立した生活を送る人もいます。増加する認知症高齢者への対応も必要になっています。また、介護の長期化により家族の心身の負担が重なることで、高齢者に対する暴力・暴言・介護放棄等の虐待が起きたり、介護保険施設や病院の大部屋などでのプライバシーの侵害や身体的拘束、悪徳商法や振り込め詐欺による被害など、高齢者の人権にかかわる深刻な問題が生じています。

神戸市高齢者虐待相談・通報件数(施設内虐待は除く)



他方で、就労やボランティアなどの社会参加、地域での手助けなどに高い意欲を持つ高齢者も多く、生きがいの創造や自己実現も重要な課題です。

神戸市は、「高齢者が自己能力を発揮でき、その自己決定が尊重され、希望する場所でその生活が継続できる社会」をめざし、平成 27 年度を目標年次とする「神戸市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を体系的・総合的な推進を図ります。

[今後の方向性]

① 自己決定の実質的な尊重

今日の社会では、あらゆる面で自分の人生を自分で決めていくことができるという自己決定が尊重されなければなりません。こうした自己決定の尊重の一環として介護保険制度においても、高齢者自身が福祉サービスを利用するにあたって選択の自由が保障されることになりました。しかしそのためには多様なサービスが準備され、また高齢者がそれらの情報を容易に入手できるとともに、身近なところで相談できることが重要になります。こうした体制を充実するため、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の総合相談窓口としての機能を強化し、あんしんすこやかセンターが中心となって、高齢者の個性を尊重しながら、地域の多様な機関、事業者、NPO等が必要に応じて関わり高齢者の課題の解決に向けて連携して対応していくワンストップサービス機能を築きます。

② 安全・安心な生活の実現

家族構造の変化により、高齢者世帯の三分の二は単身者世帯、夫婦のみ世帯となっています。これまでも地域の民生委員・ボランティアグループがこれらの方の在宅生活を支援してきましたが、今後いっそう強固な支援が必要となっています。また高齢者虐待、消費者被害、認知症等による財産管理の困難など高齢者の権利や生活を脅かす今日的な課題もみられます。こうした課題を克服するため、重層的な見守り体制の構築による高齢者の安否確認や、権利擁護システムの強化による高齢者の人権擁護の充実、ユニバーサルデザインの普及等によるバリアフリーのまちづくりの推進を図るなど、ノーマライゼーションの理念に即して高齢者が安全安心な生活を続けられるようにします。

また、認知症高齢者については、地域で安心して暮らせるよう医療と福祉の連携を強化するとともに、地域住民等による支援体制を構築します。

③ 共助のしくみづくりと高齢者の社会参加

少子超高齢化社会にあっては、市民が地域福祉を担う主体として、ともに助け合いながら、市、事業者と協働して地域社会を支えていく必要がいっそう高まっています。地縁、血縁が薄れ、いわゆる“無縁社会”といわれる状況の中で、高齢者が孤立することのないよう、日常生活での困りごとを地域の住民の少しの協力・支えあいのもとで支援するちょっとボランティア運動の展開など、地域の高齢者が抱える課題と、自らの持てる力を活かしたい地域住民を結びつけるような仕組みを作って、地域力を高める必要があります。

高齢者自らも地域社会の一員として、役割をもって地域活動に取り組むことが期待されています。そのため、高齢者が、地域の中で積極的な役割を担い、地域の支え手として、さまざまな世代と交流してつながりを持ち続けられるよ

うな仕組みづくりに取り組みます。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|-----------------|------------------------------------|---|---------------------------------|
| 地域見守りシステムの充実 | 見守り推進員による 地域見守り活動 (平成 22 年度) | ⇒ | 新たな担い手を発掘・育成する仕組みの構築 (平成 27 年度) |
| ちょっとボランティア運動の推進 | モデル実施 (平成 22 年度) | ⇒ | 地域の実情に応じて拡充 (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① 自己決定の尊重
 - ・ワンストップサービス機能の構築
- ② 生活の継続性の尊重
 - ・地域との協働による見守りシステムの充実
 - ・認知症地域資源ネットワークの構築
 - ・市民後見人の育成
 - ・高齢者虐待に対する対応の強化
 - ・介護者のレスパイト施策の充実
- ③ 高齢者が地域の中で自分の能力を活かして十分役割を果たせるように
 - ・ちょっとボランティア運動の展開

(4) 障がい者

[現状と課題]

障がいのある人の人権は、障がいの種類・程度に関わらず尊重されるべきものであり、すべての人の人権の尊重につながる、共通の課題です。

平成 18 年 12 月に、障害者権利条約が国連総会で採択され、当条約の署名を行った日本も条約締結に必要な国内法整備のため、取り組みを行っているところです。

国が平成 22 年 6 月 29 日閣議決定で最大限尊重するとした「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（障がい者制度改革推進会議）では、すべての障がいのある人を、「権利の主体」とするととらえ、「何人も障害を理由とする差別を受けない権利を有することを確認」し、「差別のない社会づくりをめざす」こととしています。

「障がい者生活実態調査」（平成 22 年 3 月 神戸市障害者施策推進協議会）では、「障がいを原因として、身体的、精神的、または財産面での被害」を受けたことがあると回答した人が、身体障がいのある人で、24.0%、知的障がいのある人で 25.3%となっています。特に精神通院医療を受給している人では、39.4%が被害にあったと回答しており、障がいを原因とする被害を受けている人が少なからず存在しているのが現状です。上記の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」では、「外部から発見の困難な学校や病院等」の関係者による虐待が論点としてあげられています。

また、警察庁の統計では、自殺の背景としてうつ病が大きな割合を占めており、うつ病を含めた精神疾患の正しい知識の普及などへの取り組みも課題となります。さらに、障がいのある人を監護している親の高齢化も問題となっており、親のいる若年時から自立した生活が送れるようなサービスの利用を促進するとともに、親がなくなった後も従来どおりの生活が送れるような施策を推進する必要があります。

障がいや障がいのある人の人権、障がいがある人が地域で暮らすことへの理解は、長い歴史から見れば、改善していますが、まだまだ十分とはいえません。障がいの有無に関わらず、障がいのある人が社会の一員として等しくその人権や意思を尊重され、地域であたりまえに生活し、平等に社会参加ができる社会を実現していく必要があります。

[今後の方向性]

障がいのある人もない人も等しく人格が尊重され、人権が保障される社会を作っていくため、障がいのある人への差別を禁止し、虐待を防止する条例制定の検

討や発達障がいも含めた障がい児への療育・教育の支援体制の充実などさまざまな取り組みを行います。また、市民の一人ひとりが、障がいを一人ひとりの個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、ともに暮らす社会を実現するため、子どもや地域、学校や病院等の関係者など対象を絞った効果的な啓発や、障がいのある人とない人の交流などをあらゆる機会をとらえて実施します。

また、障がいのある人が、入所施設・精神科病院から地域へと移行し、地域社会の中で自立した豊かな生活を営むことができるよう、地域への移行と定着を図る施策を推進します。

さらに、今後も障がいのある人が、地域の人たちの理解のもと、一人の住民として、生きがいをもって暮らしていくための創作や生産、余暇活動の場の提供や社会参加の推進を図るためのサービスの提供に努めていくことで、障がいのある人が「権利の主体」として、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できるような社会を構築します。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|---|--|---|---|
| 「障がいを原因として、身体的、精神的、または財産面での被害」を受けたことがある人の割合 | 身体障がい者 24.0% 知的障がい者 25.3% 精神通院医療受給者 39.4% (平成 22 年 3 月) | ⇒ | 身体障がい者 20%以下 知的障がい者 20%以下 精神通院医療受給者 35%以下 (平成 27 年 3 月) |
| 入所施設・精神科病院からの地域移行者数 | 入所施設 22 人 (平成 17 年 10 月～ 21 年 3 月の年平均) 精神科病院 22 人 (平成 21 年 7 月 ～22 年 6 月) | ⇒ | 入所施設 30 人 (平成 27 年度) 精神科病院 36 人 (平成 27 年度) |
| ガイドヘルプ実利用人数 | 2,248 人／月 (平成 22 年 4 月) | ⇒ | 3,000 人／月 (平成 28 年 3 月) |

[主な施策]

- ① 障がいや障がいのある人への理解を深め、人権を尊重する意識を深めるための啓発の推進
 - ・発達障がいなど新たな障がいへの理解を深めるための啓発
 - ・子どもや地域、学校や病院の関係者など対象を絞った効果的な啓発
 - ・自殺対策を通じたうつ病等の理解の促進
- ② 地域移行の推進

- ・グループホーム・ケアホームの整備
 - ・地域移行支援事業の実施
 - ・地域生活チャレンジ事業の実施
- ③ 社会参加の促進
- (ア) 情報アクセス・コミュニケーションの保障
- ・相談窓口のワンストップ化
 - ・ICTの活用
 - ・点字化・音声化
 - ・手話通訳者・奉仕員，要約筆記奉仕員などの養成
- (イ) 外出・移動の支援
- ④ 生涯にわたる自立した生活への支援
- ・成年後見制度
 - ・宿泊体験
 - ・身上監護に関する社会的支援

(5) 同和問題

[現状と課題]

同和問題は、日本の歴史の中でつくられた身分差別により、一部の人たちが、長い間経済的・社会的・文化的に低い状態におかれ、生活する上で差別されることを強いられてきたわが国固有の人権問題です。

昭和40年8月の「同和対策審議会答申」は、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しています。その精神を尊重し、同和問題の解決を図るため、昭和44年以来三度の特別立法が制定され、神戸市においても昭和48年8月に「神戸市同和対策事業長期計画」を策定して、諸施策を講じてきた結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備等の特別な対策は終了し、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されました。

一方、差別意識も着実に解消されつつありますが、市民福祉に関する意識調査では、関心のある人権課題として「同和問題」をあげた人が6.9%います（p6参照）。また、差別落書、インターネットの差別書き込みや、同和地区に関する照会があるなど、差別意識はなお残存しています。さらに、同和問題に対する市民の理解を妨げる「えせ同和行為」等の問題もあります。

[今後の方向性]

差別意識の解消に向け、これまで積み上げられてきた成果を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発の課題として、積極的に取り組んでいくことが必要です。その中で、同和問題への理解を深め、差別意識を解消するための教育・啓発に取り組むとともに、地域社会の中で、共通の課題についてともに考え、ともに解決していく中で交流や相互理解が進んでいく環境づくりを進めていくことが大切です。

さらに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、その結果、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている「えせ同和行為」等の排除も必要です。

[主な施策]

- ① 差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進
- ② 地域における人権の尊重されたまちづくり
- ③ えせ同和行為対応についての啓発の推進

(6) 外国人

[現状と課題]

経済・社会・文化等さまざまな分野でのグローバル化，ボーダーレス化が進んでいます。神戸市においても約 130 カ国，約 4 万 5 千人の外国人市民が居住しており，多様な民族文化に彩られた彼らの存在は，神戸市の国際性を示すひとつの象徴ともいえます。

日本では，歴史的経緯等により在住する韓国・朝鮮籍，中国籍の外国人が在日外国人全体の過半を占めるにいたっており，神戸市でも，外国人市民の約 8 割が，韓国・朝鮮籍，中国籍となっています。また，インドシナ難民（ベトナム人等）や，南米出身の外国人労働者の受入等により，近年いわゆる「ニューカマー」の外国人が増加しています。

これらの外国人市民は，市民生活を送るうえで，国籍等の違いにより，参政権，年金等の制度上の問題があります。

なかでも，在日韓国・朝鮮人の市民については，スポーツや文化の交流等とおして相互理解が深まりつつありますが，歴史的経緯に対する理解不足から就職・結婚・入居に際して差別を受けたり，通称名使用の問題，児童・生徒への嫌がらせ等，差別意識は依然として残っています。

一方，「ニューカマー」の外国人市民については，言葉や文化，生活習慣の違い等により，就職差別，入居差別，医療問題，子どもの教育問題，地域社会との交流等さまざまな課題に直面しています。

[今後の方向性]

これらの問題を解決していくためには，外国人市民も地域社会を共に構成する大切な一員であり，国籍，民族の違いを問わず，すべての人がお互いの違いを認め合う「多文化共生社会」を実現するという視点から，外国人市民の人権を尊重し，外国人市民が地域社会に参画できるまちづくりを進め，外国人に対する差別意識を解消していく必要があります。

また，人権尊重・国際理解について生涯学習を推進し，世界に開かれた市民意識を育むための教育・啓発を行っていくことが重要です。

そのため，本市で実施している市民講座やセミナー，講演会などの人権啓発事業の内容の工夫と充実を図り，より多くの人々が参加し考える機会となるよう検討するとともに，学校教育において，児童・生徒が異なる文化や生活習慣に対する十分な理解と認識を深め，これからの多文化共生社会を担うにふさわしい人材となるよう，人権教育の充実に努めます。

また，外国人市民が，民族的・文化的なアイデンティティを確立するためには，

母国語や母国文化を保持し、または身につけるための取り組みが重要です。外国人の児童・生徒が、母国文化を身につけるための取り組みが充実するよう、教育環境の整備に向けて研究していくとともに、異文化理解を含めた国際理解教育が推進できる環境づくりに努めます。

日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民が、円滑に日常生活を送り、社会に参加できるよう、多言語で効果的な情報提供を行う仕組みづくりや外国語による相談窓口の充実とともに、日本語学習を支援する取り組みが必要です。

さらに、文化・習慣の違いによる誤解や摩擦をなくすため、「ニューカマー」に日本の日常生活におけるルールを学んでもらう機会をつくとともに、外国の文化の理解に向けた日本人への啓発をあわせて行っていきます。

入居における差別的取扱いについては、家主や不動産業者が誤った先入観をもたないよう意識啓発に努めるとともに、日本の生活習慣や文化に関する外国人市民の理解を深める取り組みを進めます。また、「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」における住まいに関する相談の多言語化や情報提供の充実に努めます。

また、職員が外国人市民に対して十分な理解のもとに職務を行い、適切な対応がとれるよう、幅広い分野での外国人 인권課題に関する研修を実施します。

これらの取り組みを進め、地域を構成するさまざまな人たちが、互いに尊重しあえる地域社会の形成に向けて、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境や雰囲気づくりに努めます。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|----------|--------------------|---|--------------------|
| 日本語教室参加者 | 1,400人 (平成21年度) | ⇒ | 2,200人 (平成27年度) |

[主な施策]

- ① 多文化共生の基礎となる人权啓発の推進
- ② 児童・生徒に対する人权教育・国際理解教育の推進
- ③ 多言語による情報提供や相談窓口の充実
- ④ 日本語学習に対する支援
- ⑤ 職員研修の充実
- ⑥ 外国人市民が暮らしやすいまちづくりのための外国人コミュニティ等との連携強化

(7) 感染症患者・元患者，難病患者等

[現状と課題]

結核，エイズ，ウイルス性肝炎，ハンセン病等の感染症に対する正確な知識と理解が十分に普及していないことから，これらの感染者や患者及び元患者が，周囲の人たちの誤った知識や偏見等により，職場や医療現場で差別されたり，プライバシーを侵害されたりすることが問題となっています。

結核は神戸市でも毎年 400 人が発生しており，過去の病気ではありません。エイズは HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染したことが原因となり，身体の免疫力が低下することによって発症しますが，感染予防行動を取らない場合，誰でも感染しうる病気です。ウイルス性肝炎については，肝炎ウイルスを除去する治療を受ける事で，悪化を防げるようになってきました。

ハンセン病は，「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症ですが，感染し発病する可能性は極めて低く，発病した場合でも，治療法が確立しており完治する病気です。しかしながら，「らい予防法」の廃止まで続いた隔離政策によって，患者の人権を侵害し，偏見や差別を生み，患者やその家族が大きな苦しみを受けました。社会に残る差別や偏見，隔離されたままに高齢を迎えざるを得なかったことなど，さまざまな事情から，今なお元患者の多くが，病気が完治したにもかかわらず，ハンセン病療養所に入所されています（国立ハンセン病療養所入所者 2,427 人，平均年齢 80.9 歳（平成 22 年 5 月現在））

これら以外にも感染症全般に関して，不正確な情報から生じる過度の危機意識により，人権上の問題は常に起こりえます。最近では，平成 21 年に新型インフルエンザ(H1N1)が流行した際に，患者やその家族，学校が理由のない非難などを受けました。また，観光客の減少や宿泊のキャンセルなどで，深刻な経済的被害も発生しました。

難病は，現在の医療では原因不明で治療法が確立されておらず，生活面への長期にわたる支障がある疾患であって，患者や家族の経済的負担や精神的・肉体的負担が大きく，偏見や就職・結婚などにおける差別も問題になっています。

[今後の方向性]

結核，エイズ，ウイルス性肝炎のような慢性感染症のみならず全ての感染症において，感染経路や予防方法などの正確な知識や理解の普及を図るための教育・啓発を推進し，感染者や患者への偏見や差別を解消することが大切です。

また，感染症の患者の増加を防ぐためには，感染の予防とともに早期発見，

早期治療が重要であり、さらに、慢性感染症の患者については、長期に継続して必要な医療を受けられるように、生活面や職場環境を整えるなど、周囲が支援していくことも大切です。

ハンセン病患者や元患者に対しては、特に偏見や差別を解消し、療養所入所者の社会復帰を促進していくため、ハンセン病に対する正確な理解を深めるための教育・啓発に一層取り組んでいくことが求められます。平成 22 年 12 月には国連総会本会議において、「ハンセン病差別撤廃決議」が全会一致で採択されています。

また、新たな感染症の流行などに際し、感染拡大の防止の視点から、患者の住居や通勤・通学先、該当地域などを含む感染症の発生の状況や動向に関する情報を公表する場合は、病原体や症状の重篤性の程度、予防方法や感染防止に必要な方法、治療方法などの正確な情報も併せて公表すると共に、患者のプライバシーなどの人権に十分配慮する必要があります。報道機関等についても、患者のプライバシーなどの人権に対し、配慮が求められます。

難病患者については、社会や職場での理解を深めるための教育・啓発をおこなうことにより、サポート体制の整備を図っていくことが重要です。

さらに、広くこれらの患者等の自己決定権に関わる問題の解消のためには、いわゆるインフォームドコンセントとして十分な説明と同意に基づいた検査、診療、相談、調査等の保健・医療のサービスの提供が大切です。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|-------------------------|---------------------|---|--------------------|
| 学校園・社会福祉施設等への巡回による感染症啓発 | 93.5% (平成 21 年度) | ⇒ | 100% (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① エイズ月間（7月）、世界エイズデー（12月）における啓発の推進
- ② 「知っとこホンマのこと」を活用した中学生・高校生への啓発
- ③ 神戸モデルの推進における感染症対策専任保健師の地域ネットワーク構築
- ④ 神戸市結核予防計画 2014 に基づく対策

(8) インターネットによる人権侵害

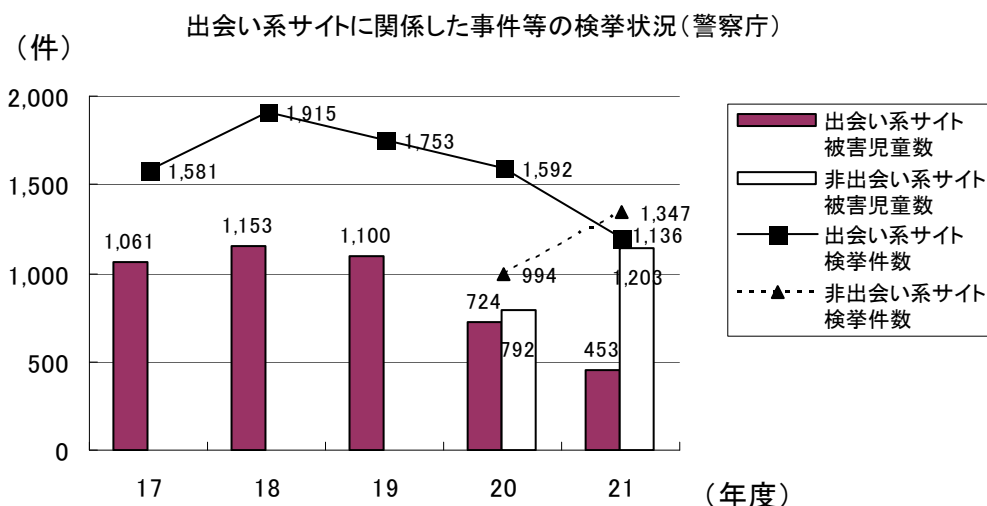
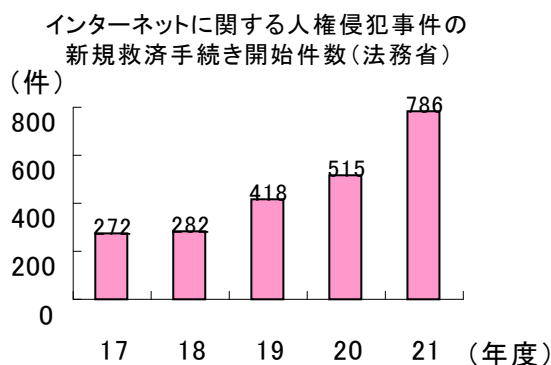
[現状と課題]

インターネットの普及は、生活を豊かで効率的なものにしてくれますが、他方で、その匿名性や情報発信の容易さなどを悪用して、他人を誹謗中傷したりプライバシーに関わる情報の無断掲示、差別的な書き込みなどの人権侵害が発生しています。いったんネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。

インターネット利用者の低年齢化により子どもたちの中でのネットいじめやプロフの公開などによる個人情報の流出、青少年が出会い系サイトなどの有害サイトを通じて事件や犯罪に巻き込まれることも多くなっています。

インターネット上での人権侵害による被害の回復を容易にするため、平成14年5月には、「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに、平成21年4月には、「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために、携帯電話会社等にフィルタリング（閲覧制限）サービス等の提供が義務づけられています。

しかしながら、インターネットによる人権侵害は後を絶ちません。



[今後の方向性]

インターネットの世界においても、画面の向こうに現実の人間がいることを認識しその人権を尊重することができる人権感覚を身につけることが求められます。誰でもが、インターネットを利用することで、容易に加害者にも被害者にもなる恐れがあります。被害の拡大の速さと回復の困難さは、問題をより一層深刻にしています。

市民一人ひとりが、インターネットの利点と危険性を踏まえ、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識して、他人を傷つける情報や間違った情報を掲載しないなど、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進する必要があります。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

青少年のインターネットの利用に伴う問題については、青少年が情報を主体的・合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けられるよう、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい判断や望ましい態度と、犯罪にまきこまれないことなどの危機回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を習得させるための情報モラル教育を充実させるとともに、周囲の大人も青少年の携帯電話やインターネットの利用の現状やフィルタリング機能を持たせることなどによる危機回避、トラブル対処に関する知識を持ち、学校、家庭、地域が連携して取り組んでいく必要があります。

さらに、根本的な問題として、青少年がインターネットなどの媒体と関わる時間を減らし、家族と共有する時間、対話の時間を作っていく努力が大人たちにも必要ではないでしょうか。親子や家族のつながりを見つめ直し、また、絆を深めることが大切です。心豊かで健全な子どもを育むため、家庭と共に学校や地域などを含めた社会全体で、命の大切さや規範意識、倫理観、思いやり、助け合いの心などを共有する取り組みを推進することが重要です。

また、携帯電話の普及など社会における情報化が進む一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化など子どもたちをとりまく環境が大きく変化し、周囲の人と直接会話を交わし、意思を疎通させる機会が少なくなっていることが、コミュニケーション能力の育成を阻害する恐れがあります。このため、青少年がさまざまな人たちと直接ふれあうことのできる場を設け、人とのコミュニケーション能力の活性化を図るとともに、人間関係の育み方や社会生活を営む上で必要な規範を学ぶ機会を持てるようにすることも重要です。

[主な施策]

- ① ルールやマナーを守った正しい利用の啓発

- ② トラブル対処の方法や相談窓口の周知
- ③ 青少年のメディアリテラシーの向上に向けた取り組み
 - ・ 情報モラル教育の充実
 - ・ 青少年情報活用能力育成事業
- ④ 学校・家庭・地域の協働・連携の強化
 - ・ 青少年育成地域活動の充実
 - ・ ふれあい懇話会

(9) 犯罪被害者等の人権

[現状と課題]

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、すべての住民の願いであるとともに、地方公共団体の重要な責務となっています。犯罪等の抑止のため、地域での防犯活動の支援をはじめ、さまざまな努力が重ねられてきています。

しかしながら近年さまざまな犯罪が後を絶たず、それに巻き込まれた犯罪被害者とその家族（以下、犯罪被害者等という）の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援も得られず、社会において孤立する事を余儀なくされてきました。

犯罪被害者等は犯罪により生命を奪われる（家族を失う）、財産を奪われるといった直接的被害を受け、また、事件による精神的なショックや身体的不調に苦しめられます。

さらに、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担や周囲の人やインターネット上の無責任な言動やうわさ話、マスコミ取材や報道による精神的被害といった新たな被害（二次的被害）を受けることがあります。

こうした犯罪被害者等の権利利益保護を図るため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等に対する支援に関し、国・地方公共団体及び国民の責務が明記されました。またこの法律に基づいて平成17年に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

犯罪被害者等を最初に支える機関は兵庫県警の被害者支援室であり、実務上の支援をNPO法人ひょうご被害者支援センターが行っています。しかし犯罪被害者等のニーズは、相談・住宅・経済的支援・就労など多方面にわたっており、このようなさまざまな分野での支援を中長期的に行うには、神戸市もこれらの機関と連携し、今ある制度を積極的に有効活用し、ニーズに応えていく必要があります。

以上のことから、犯罪被害者等の人権を守っていくためには、次の3つの点が重要です。

- ① 犯罪被害者等の置かれた現状をよく理解し、広く啓発を行うことで、二次的被害の防止に努める。
- ② 具体的にどのような支援が可能なのかをよく把握し、犯罪被害者等のニーズにあった支援を行う。
- ③ 多くの機関の支援が必要となるため、途切れのない支援を行えるような体制を確立する。

[今後の方向性]

① 啓発による二次的被害の防止

犯罪被害者等の人権を守るために一番必要なのは、犯罪被害者等の心情やそのかかえる問題を理解することであり、市民に広く理解してもらうよう、啓発を進めていきます。

啓発の方法としては、広報紙等を有効に活用するほか、啓発冊子等を作成します。また、NPO 法人等の協力を得ながら、講演会やシンポジウムなどを開催していくことで、二次的被害の防止に努めていきます。さらに、犯罪被害者等が中学校で、犯罪被害者への理解を深めてもらい、命の大切さを伝える「命の授業」が NPO 法人を通じて行われています。この「命の授業」の活動を支援していきます。

② 可能な支援の把握

犯罪被害者等の支援を行うため、神戸市として具体的にどのような支援が可能なかを把握します。既存の制度を有効に活用することで、犯罪被害者等のさまざまなニーズに対応していきます。考えられる支援としては、市営住宅への入居・遺族年金等の支給・生活保護制度の活用等のほか、配偶者暴力相談支援センター・神戸市こども家庭センター等での支援などがあります。

これら市の制度を犯罪被害者支援ハンドブックとして整備し、制度を有効に活用できるようにします。またハンドブックを神戸市の関係部署に配備するだけでなく、兵庫県・兵庫県警被害者支援室・NPO 法人ひょうご被害者支援センターにも配備することで、どの窓口でも対応部署が確認できるようにします。

③ 途切れのない支援体制

支援を行っていくうえで、各関係機関の途切れのない支援が最も求められています。そのため、ハンドブックを効果的に活用する必要があります。犯罪被害者等の求める支援内容を確認し、関係部署の円滑な伝達を行うため、ハンドブックに「犯罪被害者申告票」を添付し、情報の把握と共有を行います。

支援を行う職員については、たとえば配偶者からの暴力を避けるため、被害者が住民票の写しの交付制限を求めて来ることなどが起こりうるため、対応の方法によっては、支援する側にもかかわらず二次的被害を与えてしまう可能性がある事を充分認識しておく必要があります。そのため、さまざまな手法により職員向けの研修を実施していきます。

④ 支援窓口や支援内容等の周知

犯罪被害者等は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、だれに相談すればいいのか、どのような支援を受けられるのかについて、知識を持たない人も多くおられます。兵庫県警被害者支援室、NPO 法人ひょうご被害者支援センターの周知を行

うため、市主催の講演会や映画会等を行うに際し、ちらし等で積極的に宣伝を行うとともに、市のホームページなどインターネットによる情報提供も行います。

これらの施策を通じて、犯罪被害者への理解や支援体制を促進していくなど、犯罪被害者の心に寄り添った支援を行っていきます。

[主な施策]

- ① NPO 等と連携した啓発の推進
 - ・ 中学校での「命の授業」の開催
 - ・ 講演会，シンポジウム等の開催
 - ・ 職員向け研修の実施
 - ・ NPO 等の周知
- ② 途切れのない支援体制の確立
 - ・ 犯罪被害者支援ハンドブックの整備
 - ・ 犯罪被害者等のニーズの的確な把握と支援窓口相互の円滑な連携のための「犯罪被害者申告票」の活用
- ③ 支援窓口・支援内容等の周知
 - ・ 市ホームページでの情報提供

(10) 性的マイノリティの人権

[現状と課題]

性的マイノリティ（少数者）とは、性的指向（性愛の対象）が同性に向かう同性愛や男女両方に向かう両性愛の人、生物的な性「からだの性」と性に関する自己認識「こころの性」が一致せず、「からだの性」に対して違和感を持つ人（性同一性障がい）や、先天的に身体上の性別が不明瞭な人（インターセクシュアル・性分化疾患）などをいいます。

海外では、同性どうしの結婚が認められたり、国内でも性的マイノリティであることを公表した人が、さまざまな分野で活躍するなど、社会での理解は広がってきていますが、今なお性的マイノリティの人たちは、社会や周りの人たちの性についての考え方と異なっていることから、偏見や差別の対象となり、また、性の区分を前提とする社会生活上の制約による苦痛や不利益を受けています。

性同一性障がい者については、その社会生活上の苦痛や不利益を解消するため、一定の条件を満たす場合について、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別記載を変更することを認める「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」が平成 16 年 7 月に施行されました。しかし、性別変更の対象が限定的であるなどの問題も指摘されています。性別の移行過程にある人や性別適合手術を望まない人をどのように処遇するかという問題も残されています。

[今後の方向性]

性についての多様なあり方を理解し、社会や周囲の人の性についての指向や考え方と異なっているという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重するという教育・啓発が必要です。

性的マイノリティの人たちやその家族の抱える苦痛や不利益を理解し、人権に配慮した対応を行うため、職員に対する研修も必要です。

また、性的マイノリティの人たちは誰にも相談できず悩み続けている場合も多いことから、当事者や家族からの相談に適切に対応できるしくみをつくることも重要です。

[主な施策]

- ① 多様性を尊重する教育・啓発の推進
- ② 職員への研修
- ② NPO 等と連携した相談体制の推進

(11) その他の人権課題

① 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、社会の偏見のために就職や住居の確保が困難など、さまざまな差別的扱いを受けることがあります。社会復帰には本人の強い更生意欲とともに、地域社会の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

刑を終えて出所した高齢者や障がい者は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援も受けられないまま孤立し、再犯にいたる場合もあり、社会復帰への支援が必要です。

② ホームレス

負債、失業や破産などの経済的理由、家族との不和などさまざまな理由や事情により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに路上生活などを余儀なくされているホームレスの中には、十分な食事がとれなかったり、衛生状態が悪いなど健康で文化的な生活を送ることができない人がいます。(平成 22 年 8 月 26 日に実施した目視調査では、神戸市内の路上・公園等で暮らすホームレスは 119 名でした。) また、地域社会とのあつれきが生じたり、いやがらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題も発生しています。

平成 14 年に「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法」が制定され、神戸市は「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(第 1 次計画：平成 16 年 7 月～平成 21 年 3 月、第 2 次計画：平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月)を策定して、自立に向けた総合的な施策を実施しています。

ホームレスを社会全体の問題として捉え、偏見や差別意識の解消に向けた人権教育・啓発を推進する必要があります。

(12) 社会・経済情勢の変化に伴って生じている課題

ここまでは、従来から差別や偏見の対象とされたり、弱い立場におかれているため人権侵害を受けやすい人たちを中心に取り上げてきましたが、これに加えて、近年では、経済のグローバル化や不況の長期化、家族や地域の変容などの要因が複合的に絡み合うことにより、新たな課題が生じています。

① 若者

[現状と課題]

ここ数年、学生の就職が非常に困難な状況が続いています。厚生労働省の調査によると、平成 22 年度大学卒業予定者の就職内定率（平成 22 年 12 月 1 日現在）は 68.8%で、過去最低の水準となっており、高校新卒者の就職内定率（平成 22 年 11 月末現在）は、70.6%となっています。就職することができず、また、非正規雇用などの不安定な雇用状態が継続するなど経済的に弱い立場におかれると、結婚や健康保険・年金への加入が難しくなるなどの可能性があります。また、家族や周囲の人とのつながりが薄れている中で、失業して住む場所を失い、ネットカフェ難民やホームレスになることを余儀なくされたり、追い詰められて精神的・肉体的に変調を来したり、ひきこもりや、状況によってはやむなく自殺（自死）に至るなど、生涯に渡ってさまざまな悪い状況が複合的・連鎖的に生じる可能性もあります。

このように、社会生活のスタート地点で、さまざまな社会的な制度や関係への参加を阻害される可能性のある状況に置かれる人たちが生まれていることは、社会問題であるだけではなく、これらの人たちが努力を重ねたにもかかわらず、就職できないことなどによって生じるさまざまな状況が原因となって、孤立したり疎外されたりすることは、社会から排除された状態であり、まさに人権に関わる課題といえます。これらの人たちが経済的に自立し、再び社会に参加できるような対応を早急に考えていく必要があります。

[今後の方向性]

地域経済の活性化による雇用の創出や国・県や経済界と連携した就業の促進などの経済的な施策とともに、若者の就業支援のための施策を推進します。また、生活困窮へのセーフティネットとして生活保護のほか、国や県と連携して住宅の確保や生活資金の貸付等などの対策を実施していきます。

若者が地域で孤立しないよう、地域の支え合いの担い手として活動できる場としてコミュニティビジネス^{※1}やソーシャルビジネス^{※2}を支援・推進することや、悩みの共有や仲間づくりができるような居場所をつくることも必要です。

- ※1 コミュニティビジネス：地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動をさす。福祉，子育て，教育，まちおこしなど多様化するニーズを地域住民やNPO等が担う。
- ※2 ソーシャルビジネス：障がい者支援，子育て支援，貧困問題，まちづくり等の社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動。従前の営利を目的とした典型的な「会社」とは異なり，また，無報酬の善意に依存する「ボランティア活動」とも異なる新しいスタイルの事業形態。

[主な施策]

- (ア) 住生活への支援
- (イ) 就労支援
- (ウ) 居場所づくりの推進

② 社会から孤立したり疎外されやすい人たち

若者のほかにも，長期の無業者や単身世帯，ひとり親世帯なども，社会から孤立したり疎外されたりする可能性が高いことが指摘されています。また，長期間社会に参加しない「ひきこもり」の状態にある人も増加しており，取り組みが必要です。

このような人たちを含め，社会・経済情勢の変化等により新たに生じる課題を的確に認識し，具体的に対応すると共に，市民一人ひとりが，すべての人を個人として尊重し，ひいては，社会の構成員として包み，支え合う（ソーシャル・インクルージョン）社会をつくることが重要であるという視点で教育・啓発を進めていきます。

5 人権に関する職員の資質向上

[現状と課題]

市民・事業者に働きかけ、人権教育・啓発の取り組みについて理解を得るに際しては、まず、職員一人ひとりが、人権についての正しい理解を深め、人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務を遂行していけるよう、研修等を行い、資質向上を図ってきました。また、職員が日々の業務の中で、常に人権を意識した行動をとることは、職員の高い倫理観の醸成、応対マナーの向上等、市民サービス向上のための基礎でもあります。

[今後の方向]

「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」を実現するためには、神戸市が第2次計画に従って施策を推進するだけでなく、職員一人ひとりが、第2次計画を推進する神戸市の職員の一員であることを自覚して、職務を遂行することが求められます。

職員に第2次計画の理念を徹底してその人権意識の高揚を図り、人権に配慮した行政を実現するため、引き続き職員研修を実施していきます。特に、市民の生活相談や身体介護等の福祉サービスを担う福祉関係者や、市民の生命と健康を守ることを使命とする医療・保健関係者等、人権に関わりの深い職務に従事する職員には、より豊富な知識と人権感覚が要求されることから、人権の尊重に関する研修を充実していくことが必要です。また、課長級・係長級職員については、各所属の職場人権リーダーとして職場での人権課題解決に取り組んでいることから、新任係長級職員を対象とする「職場人権リーダー養成研修」を引き続き実施し、広範・多岐にわたる人権知識の習得と人権意識の高揚を図ります。

研修の実施にあたっては、法的な権利義務等を認識し、人権課題に鋭敏に気づき、対応できる人権感覚を体得するための実践的な研修のしかたを検討し、実施していきます。

[主な施策]

- ① 職員人材開発センターでの人権研修の実施
 - ・ 階層別研修での人権研修の実施
 - ・ 人権専門研修としての「職場人権リーダー養成研修」の実施
- ② 職場での人権研修の実施
 - ・ 全職員を対象とした「人権シート研修」の実施
 - ・ 職務や職場の実情に応じた職場人権研修の実施
- ③ 啓発用ビデオの貸出

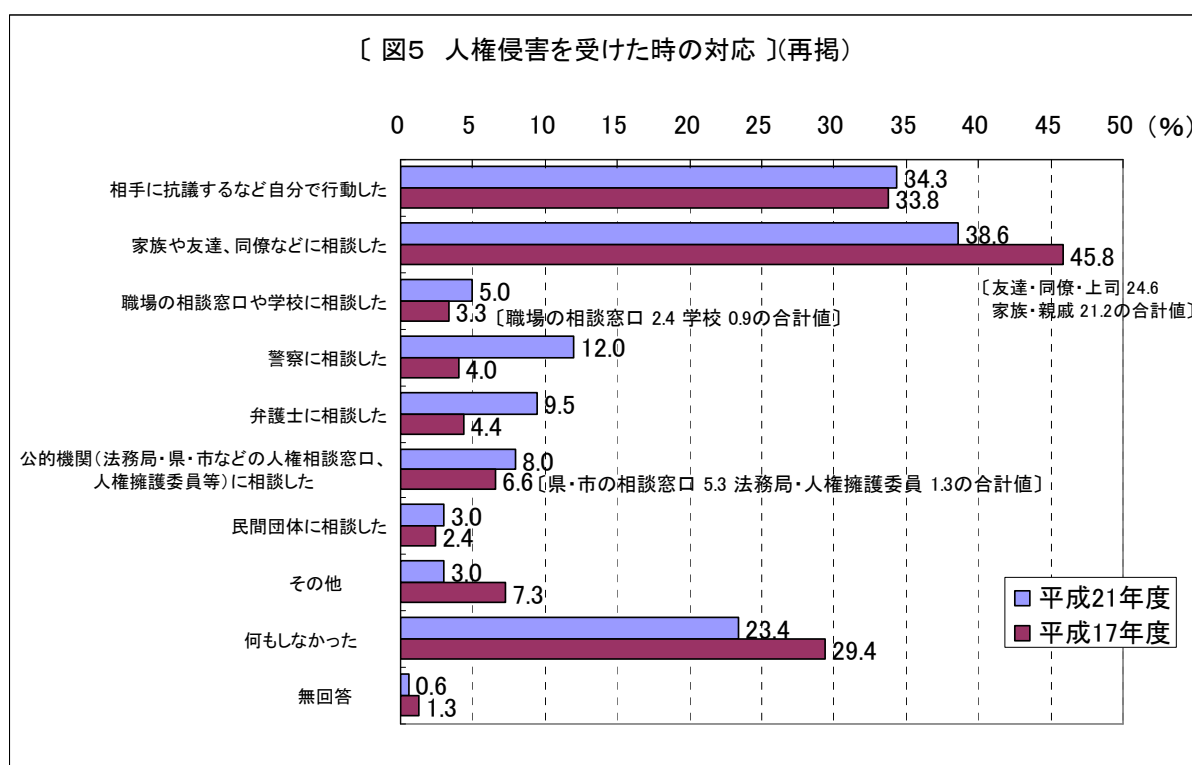
Ⅲ 人権救済の前提としての相談制度

[現状と課題]

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年 10 月施行）」や「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 11 月施行）」「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18 年 4 月施行）」の制定等，深刻化する人権侵害に対応していくための法整備や諸施策の推進が図られ，人権救済制度の充実が図られつつあります。

相談は，これらの専門的な救済手続きに移行させたり他の適切な窓口結びつける機能を有するだけではなく，適切な助言を通じて，人権侵害の発生や拡大を防止し，人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど，それ自体が人権を保障するための有効な方法であることから，これらの機能の充実・強化を図ることが必要です。また，相談を媒介として人権の視点からきめ細かく市民一人ひとりの声を聴くことが必要であり，神戸市の広聴制度である「市長への手紙」等とともに，市民の抱えている問題を把握する貴重な機会です。

しかしながら，「市民福祉に関する意識調査（平成 22 年 3 月実施）」の結果を見ると，市民が人権を侵害された場合に，相談機関を利用する割合は未だ低い状況にあります。



こうした背景には，市民への周知不足や人権問題に対応する行政組織の多様化，細分化等によって，どこに相談すればよいのかわかりにくくなっている面があることが考えられます。

[今後の方向性]

人権問題は、市民の誰もが思いがけず自分に関わる問題となる可能性があります。市民に対しては、人権救済制度や相談機関とその役割についての情報を、日頃からさまざまな手段や機会を利用して周知することが重要です。

また、人権問題は複雑化、多様化しており、市民からの相談に対しては、必要に応じて他の適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなど、「途切れない支援」を行うことが重要です。そのためには、制度改正などの情報交換や課題の共有、相談担当者のスキルの向上等により、すでに構築されている庁内相談ネットワークの機能をさらに充実させるとともに、調査や説示・勧告等の措置を講ずる権限のある法務局などの行政機関やさまざまな民間の支援団体等との連携を深めます。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|---------------------------|---------------------|---|---------------------|
| 自分の人権が侵害された場合の相談機関へ相談した割合 | 11.0% (平成 21 年度) | ⇒ | 20.0% (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① 相談窓口の周知
 - ・ 窓口案内パンフレットの作成・配布
- ② 他の行政機関や民間支援団体等との連携
- ③ 庁内相談ネットワークの機能充実
 - ・ 事例検討，研修の実施

IV 地域での人権の尊重されたまちづくりへの取り組み

[現状と課題]

市民相互の日常生活において、差別的な言動やいじめ、プライバシーの侵害等さまざまな人権にかかわる問題が起きており、その解決が課題としてあります。また、家庭内での、配偶者間の暴力(DV)や子どもへの虐待、介護放棄をはじめ、さまざまな暴力行為などによる生命身体の安全に関わる事件が後を絶たないなどの、人権にかかわる問題も深刻化しています。また、所在不明の高齢者等の問題もあります。

地域での人間関係の希薄化や相互扶助機能の低下、すなわち「地縁」「血縁」が薄れ、いわゆる“無縁社会”と言われる状況が生まれることにより、身近なところで起こっている人権問題の発見を妨げ、解決をより困難にする要因ともなっています。

このような問題に対応するためには、人権教育・啓発に加えて、今一度地域を構成するすべての人たちが、身近にある、さまざまな人権課題を自分自身のこととして考え、解決に参画し、協働して取り組み、市民自らが相互に支えあうような社会共同の責任を自覚したまちづくりを進めることが必要です。

[今後の方向性]

神戸では、震災時には年齢、性別、国籍などを越えた助け合いが行われ、その後の復旧・復興の過程において、地域で主体的な市民活動が育まれ、地域の力が発揮されたまちづくりが活発化し、人と人とのつながりや支えあいの大切さが根づいています。震災を経験した都市として、同じ地域に生活する他者を気にかけるながら共に生きることの素晴らしさは、今後も継承し、発信していきたい大切な教訓です。震災後に始まった地域での見守り活動等の取り組みも、震災の教訓を生かしたものであるといえます。

現在では、さまざまな課題を抱えている支援を要する人たちを地域で支えるための活動に取り組む住民組織やNPO等も増えています。このような人たちが、住みなれた地域の中で、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら安心な生活を送ることができるように見守りや支えあいなどの活動を行うことが、地域での人権の尊重されたまちづくりにつながっていきます。このような市民や事業者のまちづくりへの取り組みに対して、行政が積極的に支援することによって、支援を要する人たちが社会参加できるよう重層的に包容する社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)をめざします。

また、神戸市は、年齢、性別、文化、身体状況など人々が持つさまざまな違いを越えて、すべての人が持てる力を発揮し支えあうユニバーサル社会の実現を

めざしています。市民一人ひとりがお互いに人権を尊重して多様性を認め合う意識をもち、市民・事業者・市が共通の理解と目標を共有してすすめるユニバーサルデザインのまちづくりは、地域での人権の尊重されたまちづくりを実践するものです。ユニバーサルデザインが、市民生活の中に浸透し、まちづくり全体としての取り組みにつながっていくために、これまでの市民に直接啓発していく方法に加えて、地域組織を通して意識づくりや実践活動を推進していきます。

このような、地域における人権の尊重されたまちづくりの取り組みを通じて、「みんなにやさしいまち・みんながやさしいまち神戸」の実現を図ります。

[協働の指標と中・長期目標値]

| 協働の指標 | 現状値 | | 中・長期目標値 |
|------------------------------|---------------------|---|----------------------------|
| ちょっとボランティア運動の推進 (再掲) | モデル実施 (平成 22 年度) | ⇒ | 地域の実情に応じて 拡充 (平成 27 年度) |
| 地域組織が実施する UD 視点での 取り組み事業数 | 8 事業 (平成 22 年度) | ⇒ | 67 事業 (平成 27 年度) |

[主な施策]

- ① 地域での支えあいの推進
 - ・地域との協働による見守りシステムの充実
 - ・ちょっとボランティア運動の推進
- ② ユニバーサルデザインの推進
 - ・地域組織をはじめとした市民への UD 普及啓発

V 総合的かつ効果的な推進

1 推進体制

(1) 庁内推進体制

人権の尊重されたまちづくりは、全庁的な役割分担と緊密な連携のもとで推進する必要があります。そのため、市長を本部長、全副市長を副本部長とし、全局室区長等を本部員とする「人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部）」、及び関係する各課長等を構成員とする部会を開催し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ効果的に推進します。

(2) 関係機関との連携・協力

神戸地方法務局及び神戸人権擁護委員協議会等の国の関係機関、兵庫県及び（財）兵庫県人権啓発協会等の兵庫県の関係機関等とのネットワークを強化し、情報の共有化、啓発事業の共同実施等により、一層の効率的な啓発の推進に努めます。

特に、企業啓発等のように、法制度上市単独では十分な効果が期待できないものについては、積極的に連携を図っていきます。

(3) 民間団体等との連携・協力

阪神・淡路大震災の際のボランティアの活躍を契機に、地域組織、NPO、ボランティア団体等が数多く活動するようになってきました。人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、行政だけでは必ずしも対応が十分といえない分野について、民間の非営利団体による“すき間を作らない”“途切れない”ための活動が活発になっています。

今後は、ソーシャル・インクルージョンの考え方にに基づき、①人権上の観点から特に対応の充実強化が求められているもので、②民間団体等の知識や経験を活用することによって、十分な効果が期待されるものについては、「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」等を踏まえ、これら民間団体等と行政との役割分担をしながら、連携と協力を強化し、人権教育・啓発に対する社会全体での取り組みを推進していきます。

2 第2次計画の検証と見直し

この第2次計画は、それぞれの課題における協働の指標の目標値の達成度や各施策の進捗状況を把握し、その検証・評価とそれに基づく見直しを行うことにより、着実に推進していきます。

また、人権を取り巻く社会環境の変化に適切に対応するため、必要に応じて第2次計画の見直しを行います。

[参 考 资 料]

神戸市人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会委員名簿

(敬称略 50音順)

| | 委員 | 役職 |
|----|--------|---------------------------------|
| 1 | 植戸 貴子 | 神戸女子大学健康福祉学部教授 社会福祉士・精神保健福祉士 |
| 2 | 大内 ますみ | 弁護士 神戸人権擁護委員協議会長 |
| 3 | 大島 俊之 | 九州国際大学大学院法学研究科長 弁護士 |
| 4 | 小寺 隆 | 神戸商工会議所理事・事務局長 |
| 5 | 白井 千香 | 神戸市保健福祉局参事 |
| 6 | 土屋 基規 | 神戸大学名誉教授 |
| 7 | 土井 真一 | 京都大学大学院公共政策連携研究部教授 |
| 8 | 福田 千津子 | 元神戸常盤短期大学教授 |
| 9 | 松原 一郎 | 関西大学社会学部教授 |
| 10 | 三谷 佳弘 | 元毎日新聞記者 神戸学院大学企画部参与 |
| 11 | 三好 成明 | 兵庫県インターネット安全利用推進協議会会長 |

※ 役職は平成22年8月25日現在

神戸市人権教育・啓発に関する基本計画検討懇話会審議経過

- 第1回 平成22年6月25日（金）16：00～18：00
- ・人権教育・啓発に関する基本計画（平成16年1月17日）の検証
 - ・人権課題の現状
 - ・「第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画」の方向性
 - ・委員からの報告①（性的少数者・インターネット）
- 第2回 平成22年8月25日（水）14：00～16：00
- ・委員からの報告②（犯罪被害者・ソーシャルインクルージョン）
- 第3回 平成22年10月8日（金）15：00～17：30
- ・基本計画（案）の検討①
 - ・「家族の役割」について
- 第4回 平成22年12月6日（月）14：00～16：30
- ・委員からの報告③（子どもの権利条約）
 - ・基本計画（案）の検討②
- 第5回 平成22年12月27日（月）13：00～15：30
- ・基本計画（案）の検討③
- 第6回 平成23年1月14日（金）14：00～16：00
- ・基本計画（案）の検討④
- 第7回 平成23年3月14日（月）15：00～16：30
- ・意見募集を踏まえた計画（最終案）の検討

～ 用語集 ～

【あ行】

| | |
|-----------------|---|
| I C T (アイシーティー) | I C Tとは <u>I</u> nformation & <u>C</u> ommunication <u>T</u> echnology (英語：インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー) の略称。インターネットや携帯電話等の「情報通信技術」の意。障がいのある人への情報提供にあたっては、広報刊行物だけでなくインターネットや電子メールなど I C T の活用を図っていく。そのため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア）の支給や、パソコン利用の技能を高める研修の実施など I C T 活用の技能向上を図っていく。 |
| アイデンティティー | 他者とは違う独自の性質。また、自分を他者とは違うものとする明確な意識。独自性。自己認識。自己同一性。 |
| 「あすへの飛翔」 | さまざまな人権課題を取り上げた市民向け人権啓発冊子。市立中学1年生へは全員配布。 |
| あんしんすこやかセンター | 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域で包括的な支援が行われる体制（地域包括ケア）を構築するための中核機関であり、地域において介護予防マネジメント、高齢者の総合相談窓口などの機能を担う。概ね中学校区程度の日常生活圏域ごとに設置し（77圏域に74センター）、保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置。また、神戸市では独自に見守り推進員を配置し、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動を行っている。平成18年度より設置。 |
| 命の感動体験学習 | 身近に幼児と直接ふれあう機会の少ない主に小学校高学年等の子どもを対象に、小学校や児童館等において保育体験学習を推進し、幼い子どものもつ「やさしさ」「あたたかさ」「純粋さ」に直接接触れることで、命の大切さ・生きる喜び・他人のために役立つことの喜びなどを体験する。 |
| インドシナ難民 | 1975年相次いで社会主義体制に移行したインドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）で、新しい体制の下で迫害を受けるおそれがあり、他国へ逃れ定住した人々。神戸市では、ベトナム籍の市民は、韓国・朝鮮籍、中国籍の市民について3番目に多く、平成22年12月現在約1,400人が暮らしている。 |
| うつ病 | 気分障害とも呼ばれ、気分の落ち込みと意欲の低下がみられる。また、物事のすべてを悲観的、否定的に考えてしまう認知のゆがみが生じ、睡眠障害、体重の減少、便秘、食欲不振などの症状に加え、自己否定から自殺に至 |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>る場合もある。病気であるということについての周囲の理解が乏しいことから、偏見の目で見られたり、差別的な処遇を受けたりすることにより、場合によっては人権侵害につながる可能性もある。</p> <p>近年は仕事上の過労やストレスによるうつ病の増加が社会問題となっており、職場をあげた取り組みが求められている。</p> |
| <p>エイズ月間</p> | <p>平成 17 年 7 月に、神戸において開催された第 7 回アジア・太平洋地域エイズ国際会議（ICAAP）を契機に、エイズ及び性感染症の予防を推進し、HIV 陽性者とともに生きる地域社会の実現を図るため、毎年 7 月を「神戸 ICAAP 記念エイズ月間」と定め、エイズについての正しい知識を深めるための、エイズフェスタ、即日検査、予防啓発 P R 展示、レッドリボン着用などの取り組みを実施。</p> <p>※レッドリボン エイズで亡くなった人々への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すためのシンボル。</p> |
| <p>えせ同和行為</p> | <p>同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為。</p> |
| <p>N P O（エヌピーオー）</p> | <p><u>Nonprofit Organization</u>（英語）の略。営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織のこと。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けた N P O 法人（特定非営利活動法人）を指す。</p> |
| <p>オレンジリボンキャンペーン</p> | <p>「児童虐待防止推進月間」である 11 月に、子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンの広範的な周知を行い、市民へ子ども虐待の防止や早期発見を呼びかけるため、啓発活動を集中的に実施。</p> |

【か行】

| | |
|---------------------|--|
| <p>核家族</p> | <p>夫婦とその未婚の子どもとの家族。夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も含む。</p> |
| <p>「家族が熱い一週間」事業</p> | <p>平成 19 年度より、すべての教育の出発点である家庭教育に焦点をあて、P T A、地域団体、学校園、事業者、市内 N P O 法人、行政、マスコミ等の協働で家族を見つめなおすキャンペーン「家族が熱い一週間」を行っている。8 月の第 1 週を中心とした夏休み期間と、11 月の国の「家族の週間」を重点期間として設定するとともに、年間を通じて家族の大切さ、家庭の絆を見つめなおす運動として展開。</p> |
| <p>外出・移動の支援</p> | <p>障がいのある人の外出のための支援を行うことにより、</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>地域における自立生活及び社会参加を促す。ユニバーサルデザインの視点から都市環境の整備をすすめるほか、福祉乗車証の交付や交通機関の運賃割引、外出介助を行うガイドヘルパーの派遣など。</p> |
| ガイドヘルプ（移動支援事業） | <p>屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う。外出先での移動、排泄、食事等介護、代筆、代読、その他外出に伴い必要と認められる身の回りの世話など。</p> |
| （仮称）神戸っ子応援団（学校支援地域本部） | <p>地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行うため、平成 20 年度より文部科学省が全国展開している学校支援地域本部事業を、神戸市では各区でモデル事業として実施した。地域ぐるみで子供たちを育てるため、平成 23 年度より（仮称）「神戸っ子応援団」として神戸市独自形で展開し、平成 25 年度までに全市での実施をめざしている。地域・PTA・学校が連携して、地域コーディネーターの配置などの支援体制を整え、学習や学校行事、部活動、環境整備、安全パトロール等の学校支援ボランティアの活動を行っている。</p> |
| 教育・地域連携センター | <p>家庭・地域・学校の連携をさらに進めるための教育版ボランティアセンターとして、平成 21 年度に開設（現在は、神戸市立地域人材支援センター（旧二葉小学校）に設置）。教員 OB や教職をめざしている大学生等を中心に支援員を発掘し、人材バンクへの登録を行い、学校のニーズに応じた人材の紹介を行う。</p> |
| 協働 | <p>市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。</p> |
| 区域別学校園人権教育推進協議会（区域別教育） | <p>市内の全学校園を 44 区域に分け、幼・小・中・高・特別支援学校の連携を図り、各学校園で進めている地域共通の人権教育課題について共同して研究・実践を行っている。平成 14 年に発足。</p> |
| グローバル化 | <p>地球規模での経済・金融や情報・通信などの変動のような、これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超えて、地球が 1 つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程。</p> |
| 権利擁護 | <p>日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者の権利を本人に代わり保護すること。</p> |
| 神戸市いじめ防止対策推進 | <p>教育委員会では平成 17 年秋以降各地で起こったい</p> |

委員会

じめ問題を受け、平成 18 年 12 月「神戸市いじめ防止対策推進委員会」を設置（学識経験者，地域，P T A，行政等で構成）。これまでの取組みを検証し、「いじめ防止に対する緊急の対策」と「いじめ根絶をめざした教育の指針」について意見が出された。その協議の結果をまとめて、学校によるより有効な取組や学校・家庭・地域・関係機関の連携強化等の方策についての提言を受けた。

神戸市教育振興基本計画

平成 18 年 12 月に制定された新教育基本法に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として、平成 21 年 3 月に策定。神戸の教育をさらに充実させるため、10 年間を見通した今後の教育施策の方向性と、今後 5 年間の目標とそのために取り組むべき具体的施策を示している。計画の対象範囲として、学校教育に加えて、家庭・地域・学校の連携，大学・企業・N P O との連携，生涯学習までを網羅的に含んでいる。

神戸市結核予防計画 2014

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」および「結核に関する特定感染症予防指針」に基づき、医療機関をはじめとする関係機関とも連携し、予防の強化と治療の適正化，きめ細かな個別対応，人権尊重，地域格差への対応を基本とした，今後の目標と取り組むべき具体的施策を示している。計画期間は平成 22～26 年度。

神戸市こども家庭センター

児童相談所。都道府県，政令指定都市が設置する児童福祉のための相談機関。具体的な業務は，児童やその家庭に関する各種相談に応じるほか，必要な調査や医学的，心理学的，教育学的，社会学的，精神保健的な判定や指導，児童の一時保護，施設への入所措置を行っている。

神戸市次世代育成支援対策推進行動計画（神戸っ子すこやかプラン）

平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき，平成 17 年 2 月に次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるため，市の事務及び事業に関して 5 年を 1 期とした行動計画（前期計画）を策定。平成 22 年 2 月には，前期計画の成果や課題，子どもを取り巻く状況の変化等を踏まえて後期計画を策定（計画期間は平成 22 年度～27 年度）。「子どもの利益が最大限尊重され，子どもが健やかに育まれるとともに，すべての人が安心して，ゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう，子育てを社会全体で支えるまち」の実現を基本理念としている。

神戸市民の福祉をまもる条例

昭和 52 年 1 月に制定。福祉のあるべき姿を「市民福祉」としてとらえ，その対象を高齢者，障がい者，子どもな

| | |
|-------------------------------|--|
| | どの限られた市民からすべての市民に広げ、健康、所得、労働、教育、住宅など生活の基礎的条件を安定的に確保していくことを目的とした条例。 |
| こうべ地球っこプログラム | 地域在住の外国人市民や留学生との交流を通じて、異なる文化や生活習慣への理解を深める。すべての小学校が、各学校の地域の特色に応じた取組みを行っている。 |
| 「こうべっ子育て～もうすぐ1年生～」 | 小学校入学を控えた子どもを持つ全保護者に対して神戸市教育委員会が配布しているパンフレット。 「家庭の暮らし」「学校生活」「地域の暮らし」「ふれあい」の4つの柱で構成されており、保護者の子どもへの関わり方の参考として作成。 |
| KOBE まなびすとネット | 豊富な知識・経験、優れた技術や才能を持ち、それを地域社会のみなさんに気軽に教えあい、活動の輪を広げ、一緒に学んでいきたい方々に市民講師として登録いただき、神戸市内に活動拠点をおくグループ・団体に紹介する制度。芸術・文化、スポーツ、教養、家庭生活、社会生活などさまざまな分野・ジャンルの登録がある。 |
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | 高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的としている。 |
| 公民館 | 教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された社会教育の施設。市内には7館設置。地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしている。 |
| 子どもたちへのメッセージ運動 | 阪神・淡路大震災を知らない、よく覚えていない子どもたちに、命の尊さや震災の教訓を語り継ぐ取組み。人権尊重の基礎となる「命の尊さ」「ともに生きることの素晴らしさ」といった理念の普及を図ることを目的として平成16年度に始まった。震災を経験した大人から子どもたちへのメッセージを募集し、寄せられたメッセージは、メッセージ運動展で展示後、メッセージ集を作成し市内の各学校の子どもたちへ届けている。 |
| コミュニティビジネス | 地域の課題を、事業性のある手法を用いて解決する活動を指す。福祉、子育て、教育、まちおこしなど多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスを地域住民やNPO等が担う。 |

【さ行】

| | |
|----------------|--|
| CSR（シーエスアール） | Corporate Social Responsibility（英語）の略。日本語では「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。人権尊重，コンプライアンス（法令の遵守），環境対策，社会貢献などを要素とする。 |
| 「知っところ，ホンマのこと」 | エイズと性感染症の内容を盛り込んだ予防啓発冊子。市内中学生・高校生等に配布し，正しい知識の普及に努める。 |
| 児童の権利に関する条約 | 子どもの基本的人権を国際的に承認し，保障するために定められた条約。18歳未満を「児童」と定義し，国際人権規約が定める基本的人権を，その生存，成長，発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。子どもの生存，発達，保護，参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定。平成元年の第44回国連総会において採択され，平成2年9月に国際法として発効。日本は平成6年に批准。「子どもの権利条約」ともいわれる。 |
| 児童虐待の防止等に関する法律 | 児童に対する虐待の禁止，児童虐待の予防および早期発見，児童虐待を受けた児童の保護等，児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務，児童虐待を受けた児童を発見した者の通告義務等を定めることにより，児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とし，平成12年に制定された法律。 |
| 市民後見人 | 成年後見制度（p69）参照 |
| 社会教育 | 学校での教育活動以外に，主として青少年及び成人に対して行われる学校外での組織的な教育活動。 |
| 授業公開 | 全小・中学校において，授業をはじめとする教育活動の状況を広く公開し，開かれた学校づくりを推進する取り組みとして実施。 |
| 生涯学習 | 人が自己の充実や・啓発や生活の向上のために自発的意思に基づき，自己に適した手段・方法を通じて生涯にわたり行う自主的な学習活動。職業的なものから趣味的，社会的なものまで広い範囲のものを含む。 |
| 生涯学習支援センター | 市民の生涯学習を支援し，生涯学習の振興に寄与することを目的に，旧・神戸市立吾妻小学校を改修して平成12年に開設。「市民がつくる生涯学習」を支援する全市的な拠点施設として運営している。市民の生涯学習活動を活発化・多様化し，さらに社会参加を通じて全市の活力向上をめざしている。 |

| | |
|------------|--|
| 障害者権利条約 | あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。日本では「障害者の権利に関する条約」と政府によって仮訳されている。平成 18 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択された。日本政府の署名は、平成 19 年 9 月 28 日。 |
| 情報モラル教育 | 子どもたちの情報活用能力の向上のため、インターネットの使い方や情報モラルの啓発等を行う。 ※情報活用能力 情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識及び能力並びに情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。 |
| 女子差別撤廃条約 | 昭和 54 年 12 月、第 34 回国連総会において採択され、昭和 56 年 9 月に国際法として発効。平成 21 年 5 月現在の締約国数は 186 カ国。日本は昭和 55 年 7 月に署名、昭和 60 年 6 月に批准した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっている。 |
| 人権啓発推進協力委員 | 地域や職域での主体的な取り組みにより人権尊重意識の普及高揚を図るために、市民団体・経済団体等の協力を得て市長が委嘱。市の啓発事業への積極的参加、地域・職域での啓発事業の広報と参加の呼びかけ、地域・職域での人権学習の場の設定などを行う。任期は 3 年。（平成 22 年 8 月現在、市民委員 690 人・企業委員 100 人） |
| 人権シート研修 | さまざまな人権課題や身近なテーマや社会問題となっている事例を取り上げた「人権シート」を全職員に回覧し、職員の人権に関する知識の習得、人権意識の涵養をめざす研修。 |
| 人権擁護委員 | 国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、各市町村に置かれている。市長の推薦により法務大臣が委嘱。人権相談、啓発活動等を行う。任期は 3 年。（平成 22 年 1 月現在、56 名） |
| スクールカウンセラー | 心の専門家として、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を主な職務としている。 神戸市では、全中学校に拠点校配置を行っており、校区内の市立幼稚園、小学校、高等学校のカウンセリング等も行っている。20 年度からは、毎年度 10 小学校を重点校に指定し、スクールカウンセラーを追加配置して相談活動の充実を図っている。（財）日本臨床心理士資格認 |

| | |
|-----------------|--|
| | 定協会の認定による臨床心理士，精神科医，臨床心理等を専門とする大学教授等がスクールカウンセラーを務めている。 |
| ストーカー規制法 | ストーカー行為等の規制等に関する法律。ストーカーの前段階である「つきまとい行為等」について，警察本部長等による警告や公安委員会の禁止命令により規制を行うとともに，ストーカー行為や禁止命令には罰則により処罰を行う。また自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて，警察本部長等が援助を行うことも規定。 |
| ストーカー行為 | 同一の人に対し，つきまとい等を繰り返し行うこと。 |
| スマイルハートあいさつ運動 | 各地域や学校で行われているあいさつ運動を広げ，地域全体で子どもたちを守り育てる機運を高めるための運動。 |
| 青少年育成地域活動 | 青少年育成協議会支部において，地域ぐるみで青少年の健全育成，青少年を取り巻く環境の整備及び非行防止に取り組むことを目的とした活動。 ※青少年育成協議会 市民と行政等関係機関が協働して，次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに社会への貢献を果たすよう，青少年の育成及び青少年を取り巻く環境の整備をすすめていくことを目的として，昭和 27 年に設置。概ね区ごとに「地区青少年育成協議会」を，また概ね小学校区ごとに「支部」を設けている。 |
| 青少年インターネット環境整備法 | 平成 21 年 4 月「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行。この法律により，携帯電話事業者は，18 歳未満の青少年に携帯電話を販売するときは，保護者の申出がない限り，インターネット上の有害情報の閲覧を制限するフィルタリングサービスを設定することとなり，また，学校や保護者などの関係者は，青少年にインターネットを適切に活用する能力を身につけさせるための学習機会の提供，フィルタリングソフトウェアの普及等の啓発活動に努めることが求められている。 |
| 青少年情報活用能力育成事業 | 携帯電話やパソコンなどのメディアが持つ利便性と危険性を子どもと大人の双方が認識し，正しい活用能力を養ってもらうために，インターネットの使い方等についての学習会やワークショップなどを開催する青少年育成団体を支援する。 |
| 青少年の居場所づくり | 青少年が家庭や学校の他に地域での自主的な活動を通じて，自分の夢ややりたいことに挑戦するとともに，仲間 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>づくりや異世代との交流を安心して行うことのできる「中高生の活動拠点」を各区に整備し、青少年の自主的な活動を支援する。</p> <p>また、地域における青少年の「心の居場所」になる青少年活動を支援するため、地域の青少年育成団体等による青少年を対象とした居場所づくり事業に対して助成する。</p> |
| <p>成年後見制度</p> | <p>認知症，知的障がい，精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について，成年後見人等を選任することで，本人を法的に保護・支援する制度。成年後見人等は，家庭裁判所が選任するが，親族後見の割合が年々低下しており，弁護士などの専門職の第三者後見人の受任者不足が見込まれていることから，市民が後見人として必要な知識を身につけるための研修を実施し，第三者後見人として確保しようという取り組み（「市民後見人」の養成）が始まっている。</p> |
| <p>世界エイズデー</p> | <p>WHO（世界保健機関）が，昭和 63 年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として，12 月 1 日を世界エイズデーと定めた。神戸市でもさまざまな啓発イベント等を実施している。</p> |
| <p>セクシュアル・ハラスメント</p> | <p>性的な意味合いを持つ言動（発言や行動）で，本人にそのつもりがなくても，された相手はその言動を不快に感じたら，それはセクシュアル・ハラスメントとなる。男女雇用均等法では，職場でのセクシュアル・ハラスメントを「職場において行われる性的な言動に対して拒否するなどしたため，その労働条件について不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント，「性的な言動により就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。</p> |
| <p>ソーシャル・インクルージョン</p> | <p>社会的包摂。平成 22 年版厚生労働白書では，「貧困や社会的排除の状態にある人々が，経済，社会及び文化的な生活に参加し，当該地域社会において一般的だと考えられる標準的な生活水準及び福祉を享受するために必要な機会や資源を得ること，及び生活に影響を与える意思決定に参加を進め，基本的人権が保障される状況」とされている。神戸市では，第 5 次基本計画において，健康等に不安のある高齢者や障がい者，難病者，保護を要する児童，コミュニケーション上の課題を抱えている外国人，経済的困窮にある人，犯罪・DV 等の被害者などを支援を要する人々とし，あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）をめざしている。</p> |
| <p>ソーシャルビジネス</p> | <p>障がい者支援，子育て支援，貧困問題，まちづくり等の</p> |

社会的課題の解決を目的とした持続的な事業活動。従前の営利を目的とした典型的な「会社」とは異なり、また、無報酬の善意に依存する「ボランティア活動」とも異なる新しいスタイルの事業形態。

【た行】

| | |
|----------------|---|
| 待機児童 | 認可保育所の入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが、希望する保育所の入所状況等により、入所していない児童。 |
| ダイバーシティ・マネジメント | 主に国際的企業等において、社員の多様性を進め、多様な能力や発想などを活かすことで、創造やイノベーション（革新）を誘発し、組織の活性化や企業価値の向上を図る経営手法のこと。 神戸市では、これからのまちづくりにおいて、年齢・性別・身体状況などに関わらず多様な人材が能力を発揮でき、都市全体で多様性が活きるまちづくり、すなわち「ダイバーシティ・マネジメント」を新たな戦略として進めていくこととしている。 |
| 多文化共生 | 国籍や言語、文化や習慣の違う人々が、それをお互いに受け入れて認め合い、尊重しあいながらともに生きていくこと。 |
| 男女雇用機会均等法 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止された。 |
| 地域移行支援事業 | 障がい者の地域移行（施設や病院から退所・退院して、地域での生活に移行すること）を促進することを目的に行われる事業。市内の入所施設や精神科病院が、入所者・入院患者が地域移行できるよう、必要な生活訓練や相談支援などに取り組む場合に、補助を行う。 |
| 地域生活チャレンジ事業 | 障害者地域生活支援センターを中心に、地域移行後の生活を支える地域づくりを含めた地域移行プログラム（地域支援コーディネーターの配置、体験型グループホーム事業など）の全市展開を検討。 ※障害者地域生活支援センター 障害者自立支援法における地域生活支援事業の一つである相談支援事業のうち特に、神戸市が委託により実施しているもの。地域における相談支援の拠点。地域において身体・知的・精神障がい者（児）、保護者、障がい者の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等のサービスを行うことに |

| | |
|--------------------|---|
| | より、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援を実施。市内 14 ヶ所。 |
| ちょっとボランティア運動 | 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、ちょっとした日常生活における困りごと（電球替え・ごみ出し・入退院時の手続き・雨の日や体調不良時の買い物など）を地域住民の少しの協力で支えあう運動。 |
| 出会い系サイト | インターネットを通じて、不特定の男女が出会いをすることが出来るウェブサイト。 |
| 点字化・音声化 | 障がいのある人に確実に情報を届けるため点訳印刷物や音声録音物による情報提供を実施する。また、印刷物への音声コード（印刷情報をデジタル情報に変えるためバーコード。音声コードを印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する。）の添付なども検討すること。 |
| DV（ドメスティック・バイオレンス） | 配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。DVには、殴る、蹴るという「身体的暴力」だけでなく、言葉による「精神的暴力」、親・兄弟姉妹や友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」も含まれる。 「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる問題として取り上げられ、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる「家庭内暴力」とは区別されている。 DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。 |
| デートDV | 親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。性行為を強要する「デート・レイプ」などの問題があります。 |
| 特別支援教育 | 障がいのある幼児及び児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、発達障がいを含む障がいのある幼児及び児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。 教育的支援の対象として、これまでの障がい児教育が対象としてきた障がい種別に加え、新たに LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症等が加えられた。 |

【な行】

| | |
|----|--|
| 難病 | 「難病」は、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否か |
|----|--|

| | |
|---------------|---|
| | は、その時代の医療水準や社会事情によって変化する。この中には極めて治療が困難で、社会復帰が極度に困難もしくは不可能であり、症例が少ないなどの理由により厚生労働省により指定された「特定疾患」が含まれる。 |
| 認知症高齢者 | 高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、正常であった脳の知的な動きが、持続的に低下した状態のこと。 |
| 認知症地域資源ネットワーク | 地域における認知症高齢者と家族支援のため、地域のマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、有効な支援を行なう体制を構築することを目的に、地域資源マップの作成、徘徊 SOS ネットワークの構築などに取り組むこととしており、現在は、東灘区、灘区、北区、長田区において実施している。 |
| ネットカフェ難民 | 定住する住居が無く、寝泊まりする場としてインターネットカフェを利用する人々。 |
| ネット社会 | インターネット等情報通信技術の急激な発達により出現した高度情報化社会。 |
| ノーマライゼーション | 1950年代に障がい者の施設の改革運動として、デンマークで唱えられた理念で、「障がいのある人もない人も、等しく人格が尊重され、権利が保障され、同じ条件で生活できること」をめざした考え方。今日では、障がい者や高齢者を社会から隔離するのではなく、障がいのある人もない人も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ本来あるべき社会であるとし、すべての人がともに生きる社会をめざそうとする考え方に発展している。 |

【は行】

| | |
|---------------------------|--|
| 配偶者暴力相談支援センター | <p>DV防止法で、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっており、また市町村でも、その設置が努力義務とされている。</p> <p>神戸市では、平成18年11月より、一時保護を除く、相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護命令申立ての支援等を行う配偶者暴力相談支援センター（＝女性のためのDV相談室）の業務を開始している。</p> |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 | <p>DV防止法。人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために平成13年に制定された法律。</p> <p>○法律の対象</p> <p>「配偶者からの暴力」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。男性、女性の別を問わない。また、離婚後（事実上 |

| | |
|--------------------------|---|
| | <p>離婚したと同様の事情に入ることを含む)も引き続き暴力を受ける場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象とする。 |
| <p>発達障がい</p> | <p>発達障害者支援法において、「自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がい，その他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。</p> <p>発達障がいのある人には，落ち着きがない，自分の思いを伝えることが苦手など一人ひとり違ったさまざまな特性があり，誤解や偏見を受けて，社会的な困難を抱えてしまいがちであることから，周囲の理解が重要である。また，発達障がいは，乳幼児健診などで発見されることもあり，早期の療育と発達特性に応じた教育と支援が必要になっている。</p> |
| <p>バリアフリー</p> | <p>身の回りにある，障がいのない人には問題なくとも障がいのある人にとってはさまざまな「障壁」(バリア)になることを取り除き，障がいのある人が自立や社会参加をしやすいように整えること。</p> <p>一般的にバリアとは物理的なバリア(車椅子利用者にとっての段差など)を指すことが多いが，そのほかに，情報のバリア(視覚障害者にとってのタッチパネル式ATMなど)，意識のバリア(障害者に対する偏見や差別意識など)，制度のバリア(障害を理由に資格や免許が得られないことなど)がある。</p> |
| <p>パワー・ハラスメント</p> | <p>自分の仕事上の立場を利用し，執拗な叱責や陰湿ないじめを繰り返し，相手を精神的に追いこんでいくこと。上司と部下，発注業者と請負業者，正社員と契約・派遣社員などの間で発生することが多いといわれている。</p> <p>大学などの研究教育の場で起こるものは，「アカデミック・ハラスメント」といわれている。</p> |
| <p>フィルタリング(閲覧制限)サービス</p> | <p>インターネット上の，子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等，有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限するサービスを携帯電話会社やプロバイダが提供している。</p> |
| <p>ふれあい懇話会</p> | <p>家庭・地域・学校が連携して児童生徒の健全育成を推進する組織で，全市83の中学校区ごとに設置されている。メンバーは学校長，教師，保護者，地域関係者(青少協主任児童委員 民間指導員 自治会 婦人会等)，区役所，警察等の関係機関などで組織されている。情報交換等の会</p> |

| | |
|------------------|---|
| | 議のほかに、あいさつ声かけ活動、防犯研修、校区内巡視・補導活動、講演会、地域行事への参加等に取り組んでいる。 |
| プロフ | 主に携帯電話で利用されている、自分のプロフィールのページを作成できるサービス。「プロフィール」の略。サービスを提供している専用のホームページで「名前」「誕生日」「性別」「血液型」「好きな本」などさまざまな項目が入力でき、自己紹介のためのコミュニケーションツールとして、携帯電話上で女子高生を中心に人気を博している。 *参考* ブログ：ウェブログ (Weblog) の略で、自分の意見や感想を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式の Web サイトのこと。 |
| 法令の遵守 (コンプライアンス) | 法令を守るのはもちろんのこと、社会的な規範や倫理など、企業が社会の一員として存続するために最低限守らなければならないルールを遵守すること。 |
| ボーダレス | 境界がない、国境がない、などの意。 |
| ボランティア | 個人の自発的意思によって、法や行政などに拘束されることなく、社会的な活動を行う人のこと。行為そのものを指すこともある。このような活動はその性格上、自然に無償性や先駆性、他利性という 2 次的な要素も持ち合わせる。 |

【ま行】

| | |
|--------|--|
| 民生委員 | 地域において、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。無報酬で活動を行っている。厚生労働大臣から委嘱され、任期は 3 年間。 |
| 見守り推進員 | 地域見守り活動推進事業を実施するため、神戸市が独自にあんしんすこやかセンターに見守り推進員を配置。具体的な活動としては、小地域における見守り連絡会議の開催や、地域住民による見守りが手薄な地域における暫定的な訪問活動、地域住民間で見守りができるコミュニティづくりの支援、閉じこもりがちな高齢者に対する介護予防サービスへの誘いかけ・動機づけなどを行っている。また、県復興基金事業として、あんしんすこやかルームには見守り推進員 (SCS) を配置し、ひとりぐらし高齢者等の訪問・安否確認や生活相談・情報提供・コミュニティづくり支援などの活動を行っている。 |

【や行】

| | |
|-----------------|--|
| ユニバーサルデザイン (UD) | 「みんなにやさしいデザイン」のことで、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いを越えて、一人ひとりが互いに多様性を認めあい、はじめからだれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていかうという考え方。 |
| 要約筆記 | 話の内容を要約、筆記して聴覚障がい者（とりわけ中途失聴者など手話を第1言語としない方）に伝えること。一般的にはノート等を用いて文字を書いて情報を伝える方法、話しの内容をロールと呼ばれるシートに書き、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用しスクリーンに投影する方法、パソコンに入力したものをスクリーンに投影する方法が用いられる。 |

【ら行】

| | |
|-------|--|
| レスパイト | 家族などの介護者の介護からの一時的な解放の意味。これを目的にした援助をレスパイトケアという。レスパイトケアには、ホームヘルパーや介護人の派遣により提供される「在宅サービス」と、施設などのショートステイの利用や里親の利用により提供される「自宅外でのサービス」の2種類がある。 |
|-------|--|

【わ行】

| | |
|--------------|---|
| ワークショップ | 講師の話聞く講演会など一方的な知識伝達ではなく、参加する人が自ら体験し、参加者同志の相互作用などで学びあうなど、双方向性のある体験型講座。 |
| ワーク・ライフ・バランス | 国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。 |
| 分かる授業実践推進事業 | 全小中学校で実施中の教育の質的向上を図る事業。教員相互の授業評価、児童生徒・保護者による授業アンケートを積極的に活用する。効果的な取組をまとめた「分かる授業ハンドブック」を作成し、活用を図る。 |
| ワンストップサービス | さまざまな手続きを一度に行うことのできるようにするサービス。総合窓口。 |